

令和5年度

熊谷市立図書館要覧

目次

1. 沿革	p 1
2. 図書館案内	p 5
3. 熊谷市立図書館協議会等	p 6
4. 予算・決算	p 8
5. 令和5年度図書館事業計画	p 9
6. 令和4年度利用統計	p 13
7. 令和4年度事業報告	p 16
8. 令和4年度美術・郷土資料展示室事業報告	p 19
9. 図書館条例その他規則等	p 26
熊谷市立図書館条例	p 26
熊谷市立図書館条例施行規則	p 27
熊谷市立図書館古文書貸出規程	p 37
熊谷市重度身体障害者等に対する図書館奉仕要綱	p 41
熊谷市立図書館資料複写取扱い要領	p 43
熊谷市立図書館資料収集方針	p 46
熊谷市立図書館資料除籍基準	p 48
熊谷市立図書館寄贈資料受入基準	p 50
熊谷市立図書館資料の弁償に関する取扱基準	p 51
熊谷市立熊谷図書館美術・郷土資料展示室 博物館実習生受入要綱	p 53
熊谷市立熊谷図書館美術・郷土資料収集基準	p 56
熊谷市立図書館協議会条例	p 61
熊谷市立図書館協議会会議規則	p 62
熊谷市子ども読書活動推進協議会設置要綱	p 63
熊谷市立熊谷図書館嘱託者会議設置要綱	p 64
熊谷市立熊谷図書館講座室の目的外使用許可に関する規則	p 65

1. 沿革

明治44年(1911年)	10月 1日	私立熊谷図書館開館
〃 45年(1912年)	4月	私立熊谷図書館を熊谷町に移管、熊谷町立図書館と改称
大正 6年(1917年)	6月	熊谷町立図書館に巡回文庫開設
〃 15年(1926年)	4月	熊谷町立図書館舎新築
昭和 3年(1928年)	11月10日	埼玉県知事より優良図書館として表彰
昭和 4年(1929年)	2月11日	文部省より優良図書館として表彰
昭和 8年(1933年)	4月	熊谷市市制施行に伴い、熊谷町立図書館を熊谷市立図書館と改称
昭和20年(1945年)	7月 1日	戦況悪化のため図書館閉館
昭和21年(1946年)	5月 1日	図書館再開
昭和23年(1948年)	4月	埼玉県立図書館熊谷分館併置
昭和25年(1950年)	10月 1日	熊谷市立図書館協議会設置
昭和27年(1952年)	8月	熊谷市立図書館 リヤカーを利用した移動図書館巡回開始
昭和28年(1953年)	4月	熊谷市立図書館舎改築(東側を二階建に増築)竣工
昭和29年(1954年)	11月 3日	埼玉県教育委員会より優良図書館として表彰
昭和40年(1965年)	11月	熊谷市立図書館分室を元中央公民館に移設
昭和44年(1969年)	8月	熊谷市立図書館 蔵書コピーサービス開始
昭和48年(1973年)	4月	熊谷市市制施行40周年記念「熊谷歴史年表」編集発行
昭和52年(1977年)	12月21日	総合文化施設として熊谷市立文化センター(図書館・プラネタリウム館)新築着工
昭和54年(1979年)	6月15日	熊谷市立文化センター(図書館・プラネタリウム館)竣工
	8月～	熊谷市立図書館新築移転作業のため3ヶ月休館
	11月	熊谷市立文化センター開館 図書館に美術、郷土係を新設 熊谷市立図書館 映画会開始
昭和55年(1980年)	6月 1日	大里村コミュニティセンター内に図書室を開設
昭和56年(1981年)	6月	熊谷市立図書館 身体障害者家庭配本開始
	7月 1日	妻沼町中央公民館図書室開設
	7月	熊谷市立図書館 ライトバンを利用した巡回図書館を開始
昭和57年(1982年)	5月	熊谷市立図書館 嘱託者会議設置
	8月 4日	妻沼町移動図書館車「めぬま号」巡回開始
	10月	埼玉県移動図書館車 巡回廃止(旧熊谷市)
	11月	熊谷市立図書館 巡回図書館を廃止、移動図書館車「さくら号」巡回開始
昭和58年(1983年)	1月	熊谷市立図書館 地下美術品収蔵庫改修工事 完了
	6月	熊谷市立図書館 蔵書10万冊達成
	11月	熊谷市立図書館 郷土資料展示室に森村誠一コーナー設置
昭和62年(1987年)	4月	熊谷市立図書館 おはなし会開始
平成元年(1989年)	3月	埼玉県移動図書館車 巡回廃止(旧妻沼町)
	9月	熊谷市立図書館 閉架書庫電動化(2階書庫全面電動化完成)
平成 2年(1990年)	7月	大里生涯学習センター建設費として1億円長島恭介氏寄附
	8月 7日	妻沼町立図書館建設工事着工
	10月	熊谷市立図書館 移動図書館車「さくら号」更新
平成 3年(1991年)	2月	妻沼中央公民館図書室閉鎖
	5月31日	妻沼町立図書館竣工
	7月21日	妻沼町立図書館開館
平成 4年(1992年)	4月	妻沼町移動図書館再開、図書館システムをコンピュータ化し運用開始
	7月	妻沼町立図書館 おはなし会開始
平成 5年(1993年)	4月	熊谷市立図書館 図書館システムをコンピュータ化し運用開始
平成 6年(1994年)	7月	江南町総合文化会館(文化会館・公民館・図書館)建設工事着工
	10月	妻沼町立図書館 家庭教育学級訪問 絵本の読み聞かせ開始
平成 7年(1995年)	3月	熊谷市立図書館 蔵書20万冊達成
	4月	熊谷市立図書館 平和図書コーナー設置
	8月	妻沼町立図書館 夏休み科学遊び教室開催

平成 8年(1996年)	2月26日	江南町総合文化会館竣工
	4月 1日	江南町立図書館開館 コンピューターシステムでサービス開始
	8月	江南町立図書館 おはなし会開始(毎月第2・第4土曜日)
	10月	江南町立図書館 映画会開始(年6回)
平成11年(1999年)	2月	妻沼町立図書館 新移動図書館車「めぬま号」導入
	4月	図書館の広域利用(大里市町村)開始
	5月	妻沼町立図書館 大活字本コーナー・マンガコーナー設置
	10月	熊谷市立図書館 森村誠一文庫設置
平成13年(2001年)	5月	熊谷市立図書館 ホームページ開設・熊谷に関するレファレンスのメール受付開始
平成14年(2002年)	4月	熊谷市立図書館 市史編さん室の設置(現在は社会教育課へ変更) 小学生のためのおはなし会開始(毎月第1土曜日/現在はおはなし会が継続)
		妻沼町立図書館 小学生向けおはなし会開始
	5月	熊谷市立図書館 子ども図書館まつり開催(以後毎年開催)
	10月	熊谷市立図書館 インターネットによる蔵書検索・予約システム運用開始 妻沼町立図書館 おはなしボランティア養成講座開催
平成15年(2003年)	4月	熊谷市立図書館 携帯電話3社対応のインターネット蔵書検索・予約システム運用開始
	6月	熊谷市、大里町、江南町、妻沼町、各図書館と合併に向けた調整会議を開催
平成16年(2004年)	3月	江南町立図書館 大活字本コーナー設置
	4月	熊谷市立図書館 ちいさいこのおはなし会開始(毎月第3金曜日)
平成17年(2005年)	4月	熊谷市立図書館 祝日開館の実施
	4月19日	妻沼町立図書館 いきいきママの子育て教室にて絵本の読み聞かせ開始(～平成22年度終了)
	4月23日	妻沼町立図書館 文部科学大臣賞(子どもの読書活動の実践優秀図書館)受賞
	6月17日	妻沼町立図書館 合併に伴うバーコード貼り替え作業開始
	7月	熊谷市立図書館 平日午後7時までの開館時間延長実施
	8月	大里町コミュニティセンター図書室 業務終了
	8月27日	大里町立大里生涯学習センター竣工式典
	9月	埼玉県移動図書館車 巡回廃止(旧大里町)
	9月19日	妻沼町立図書館 移動図書館「めぬま号」の更新
	10月 1日	熊谷市、妻沼町、大里町の合併により各図書館の名称変更 熊谷市立図書館 → 「熊谷市立熊谷図書館」 妻沼町立図書館 → 「熊谷市立妻沼図書館」
	11月 1日	熊谷市立大里図書館開館
	11月 3日	(社)読書推進運動協議会主催2005年度・優良読書グループ表彰 読書グループ「樹の会」(妻沼)
12月 6日	熊谷・妻沼・大里3図書館 統一図書館システム供用開始	
平成18年(2006年)	1月18日	大里図書館 おはなしボランティア養成講座開講
	4月	大里図書館 おはなし会開始
	7月 1日	熊谷図書館 駅前分室開設
	8月	江南町立図書館 合併に伴うバーコード張替え作業開始
	9月	ブックスタート事業開始(母子健康センターと連携)
	10月	行田市、鴻巣市、吉見町、東松山市、滑川町、嵐山町と相互利用開始
	11月	熊谷市子ども読書活動推進計画策定
平成19年(2007年)	2月13日	熊谷市、江南町合併により図書館の名称変更 江南町立図書館 → 「熊谷市立江南図書館」
	3月 6日	図書館システム 江南図書館を加え4館で供用開始
	4月	大里図書館 祝日の振替休館日の一部開館
	6月	熊谷市子ども読書活動推進協議会設置
	7月	熊谷図書館 移動図書館「さくら号」巡回終了 妻沼図書館 移動図書館「めぬま号」巡回終了
	9月	移動図書館「めぬま号」を「さくら号」と名称変更し、巡回開始
平成20年(2009年)	5月	大里・児玉地区おはなしボランティア連絡協議会設置
	7月	熊谷図書館 夏季(7月・8月)月曜開館の実施(以降、試行)

平成21年(2009年)	4月	熊谷市立熊谷図書館囑託者会議設置
	7月 1日	熊谷市役所籠原駅連絡所前に図書返却ポストを設置 熊谷図書館 視聴覚資料返却ポストを設置
平成22年(2010年)	4月	妻沼・江南図書館 火曜休館・祝日開館の実施 大里図書館 祝日開館の実施
	4月23日	子どもの読書活動優秀実践図書館として、文部科学大臣表彰を受賞
	6月	江南図書館 おはなしボランティア養成講座開講
平成23年(2011年)	7月 1日	妻沼中央公民館での17:00時以降の予約受取開始
	7月	住民生活に光をそそぐ交付金を利用し、各図書館の資料整備および 視聴覚機器の更新 妻沼図書館 開館20周年
平成24年(2012年)	3月 8日	図書館システム更新稼働
	3月	熊谷市子ども読書活動推進計画(改訂版)策定
	4月 1日	大里・江南図書館 窓口等業務委託
	6月 1日	熊谷図書館 ～作家・森村誠一が選ぶ～くまがや「写真俳句」コンテ ストを開催、募集開始(以後毎年開催)
	7月	熊谷図書館 森村誠一文庫に書架を追加、金子兜太コーナー設置 妻沼・大里・江南図書館 森村誠一ミニコーナー設置
	7月 3日	熊谷文化創造館「さくらめいと」で、予約図書の受取開始、図書及び視 聴覚資料返却ポスト設置
	10月	熊谷図書館 公立図書館100周年 熊谷図書館 2階にYAコーナー設置
	11月	移動図書館さくら号30周年
	10月27日 ～11月25日	～作家・森村誠一が選ぶ～ くまがや「写真俳句」コンテスト 優秀作 品展示(熊谷)(以後毎年展示。平成25年からは展示会最終日に表彰 式を行う)
平成25年(2013年)	2月 3日	熊谷図書館 「市立熊谷図書館100周年記念～文学のまち・くまが や」展開催。森村誠一氏記念講演会において、「写真俳句」優秀作品 表彰式を行い、森村氏より副賞の贈呈
	2月10日	熊谷図書館 「文学のまち くまがや」展 金子兜太氏記念講演
	6月	江南図書館 YAコーナー設置
	10月	大里図書館 YAコーナー設置
	11月 4日	熊谷図書館 おとなのための映画会「大人シネマ」開催
平成26年(2014年)	4月 1日	大里・江南図書館 平日午後7時まで開館時間延長開始 視聴覚資料の貸出期間を延長、2週間とする
	10月27日	読書週間に合わせて「読書通帳」の配布開始
	11月～12月	妻沼図書館 空調設備の大規模改修工事を実施
平成27年(2015年)	3月31日	妻沼中央公民館での17:00以降の予約受取終了
	4月 1日	妻沼・大里・江南図書館 窓口等業務委託(第2期) 妻沼図書館 平日午後7時まで開館時間延長開始及びドリンク 販売機、休憩コーナー設置
	5月 1日	インクカートリッジ里帰りプロジェクト、回収箱を4館に設置
	10月10日	～戦後70周年・作家生活50周年記念～作家・森村誠一記念講演会開 催(熊谷市合併10周年記念行事)
平成28年(2016年)	4月23日	子供の読書活動優秀実践団体として朗読ボランティア「せせらぎの 会」文部科学大臣表彰を受賞
	6月	父の日福袋を作成、貸出
	9月	敬老の日福袋を作成、貸出
平成29年(2017年)	3月1日	図書館新システム更新稼働、IC対応、セルフ式貸出返却機、電子書 籍サービス、シール式読書通帳開始
	3月	熊谷市子ども読書活動推進計画(第三次)策定
	7月～3月	熊谷図書館 耐震補強工事のため休館
平成30年(2018年)	4月 1日	熊谷図書館 リニューアルオープン、セルフ式予約受取コーナー設置 熊谷・妻沼・大里・江南図書館 窓口等業務委託(第3期) 熊谷図書館 土・日・祝日午後7時まで開館時間延長開始 夏季月曜開館も午後7時まで試行延長
	7月 5日	太田市、千代田町、大泉町の在住者への貸出開始
	8月 1日	熊谷図書館 2階にWi-Fi設置
	11月	熊谷図書館 2階に小中高校生おすすめ本紹介コーナー設置

平成31年(2019年)	3月31日	熊谷図書館 2階に利用者用タブレット端末配置
	4月 1日	ちいさいこのおはなし会子育て支援コーディネーターによる子育て相談開始
	4月26日	熊谷図書館 小・中学校管理規則に定める夏季休業日の月曜開館、本実施
令和元年(2019年)	6月30日	写真俳句啓発のための「はじめての写真俳句講座」開催
	7月 1日	ちいさいこのおはなし会ボランティアグループ「ととけっこう」発足
	10月	市内大里広域地域包括支援センターへのシニアサービス開始 講座「親子読書のすすめ」学校、子育て支援拠点で実施
	10月19日	熊谷市立図書館「埼玉・教育ふれあい賞」受賞
	11月	市報くまがや 熊谷市立図書館「絵本の時間です」掲載開始
	11月 5日	熊谷市立図書館 「埼玉県教育委員会優良教育施設賞」受賞
	11月24日	「ビブリオバトルin埼玉」予選会を埼玉県と共催で開催
	12月	「ちいさいこのおはなし会」「星空朗読会」プラネタリウム館と開催
令和 2年(2020年)	2月	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため催し物中止
	3月	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため 利用一部制限(3/2~3/11)・臨時休館(3/12~3/31) 図書館制作「おうちでうたおう！わらべうた」動画配信開始
	4月 1日	熊谷駅前分室の休館日及び開館時間の変更 休館日 日曜日、12/29~1/3 開館時間13:00~20:00
	4月23日	子供の読書活動優秀実践団体として「さくらんぼ文庫」文部科学大臣表彰を受賞
	4月~6月	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため臨時休館4/1~6/9 臨時休館前の予約本の受取 4/1~4/17
		完全休館 4/18~5/27
		臨時休館前の予約本の受取再開・終了 5/28~6/2 新規予約受付開始 6/3
	6月10日	貸出再開 貸出、返却のみ 座席なし30分程度の利用
	7月 1日	新しい生活様式での図書館再開 閲覧席は座席数を減らす
8月	写真俳句添削通信講座開催	
令和 3年(2021年)	3月	市報くまがや 熊谷市立図書館「絵本の時間です」掲載終了
	4月	文化センターFaceBook開設
	5月	くまっこルーム子育てサロン会場提供、絵本紹介
令和 4年(2022年)	3月	熊谷市子ども読書活動推進計画(第四次)策定 図書館新システム更新稼働 熊谷館 自動返却機導入
	5月	「本の通帳」導入 デジタルSKIPステーション映像ライブラリーの設置 3/12まで
令和 5年(2023年)	2月	図書館4館 Wi-Fi設置
	3月12日	熊谷市立熊谷図書館デジタルアーカイブの公開
	3月16日	熊谷直実・蓮生法師デジタルライブラリーの公開

2. 図書館案内

	熊谷図書館	妻沼図書館	大里図書館	江南図書館
所在地	〒360-0036 熊谷市桜木町 二丁目 33 番地 2	〒360-0202 熊谷市妻沼東 一丁目 1 番地	〒369-0101 熊谷市津田 1 番地 1	〒360-0107 熊谷市千代 325 番地 1
電話 F A X	048-525-4551 048-525-4552	048-588-6878 048-588-6054	0493-36-1126 0493-39-0066	048-536-6303 048-536-6377
開館時間	全日 9 時～19 時	平日 9 時～19 時 土日祝日 9 時～17 時	平日 9 時～19 時 土日祝日 9 時～17 時	平日 9 時～19 時 土日祝日 9 時～17 時
休館日	<ul style="list-style-type: none"> ・月曜日(祝日の場合はその翌日) ・第 1 金曜日 ・祝日の翌日(その日が土、日、祝日であるときを除く) ・年末年始 ・特別整理期間 	<ul style="list-style-type: none"> ・火曜日(祝日の場合はその翌日) ・第 1 金曜日 ・祝日の翌日(その日が土、日、祝日であるときを除く) ・年末年始 ・特別整理期間 	<ul style="list-style-type: none"> ・月曜日(祝日の場合はその翌日) ・第 1 金曜日 ・祝日の翌日(その日が土、日、祝日であるときを除く) ・年末年始 ・特別整理期間 	<ul style="list-style-type: none"> ・火曜日(祝日の場合はその翌日) ・第 1 金曜日 ・祝日の翌日(その日が土、日、祝日であるときを除く) ・年末年始 ・特別整理期間
利用できる人	熊谷市、行田市、東松山市、鴻巣市、深谷市、滑川町、嵐山町、吉見町、寄居町に居住し、又は通勤若しくは通学をしている人。 太田市、千代田町、大泉町に居住している人			
貸出冊数と貸出期間	<ul style="list-style-type: none"> ・貸出数 図書、雑誌 10 点以内、視聴覚資料 3 点以内、電子書籍 1 点 (図書と視聴覚資料を借りる場合は合わせて 10 点以内) ・貸出期間 2 週間 			
利用できる資料	一般書、児童書、参考図書、郷土資料、古文書、CDブック	一般書、児童書、参考図書、郷土資料、CD、DVD、ビデオ	一般書、児童書、参考図書、郷土資料、CD、DVD、ビデオ	一般書、児童書、参考図書、郷土資料、CD、DVD、ビデオ(館内利用)
熊谷図書館	美術展示室、郷土資料展示室(熊谷図書館 3 階)		直通電話	048-525-9463
休館日	熊谷図書館と同じ		開館時間	9 時～17 時
業務内容	企画展示及び常設展示、各種講座・講演会			
熊谷市立熊谷図書館 熊谷駅前分室				
所在地	〒360-0037 熊谷市筑波二丁目 8 2 番地	電話	048-524-6864	
休館日	日曜日、12 月 29 日～1 月 3 日		開館時間	13 時～20 時
業務内容	予約資料の引渡及び資料の返却受取、リサイクル本の貸出、行政資料の閲覧			
熊谷文化創造館さくらめいと予約受取所・ブックポスト	予約資料の受取り及び資料の返却に対応		籠原駅ブックポスト(JR 籠原駅北口)	
所在地	〒360-0846 熊谷市拾六間 1 1 1 - 1	所在地	〒360-0841 熊谷市新堀 7 0 9 - 1	

3. 熊谷市立図書館協議会等

1 熊谷市立図書館協議会委員名簿

任期 令和4年8月3日～令和6年8月2日
(令和5年7月5日現在)

	推薦団体	役職名	委員氏名
学校教育	熊谷市校長会（小学校）	吉見小学校校長	松葉 友子
	熊谷市校長会（中学校）	三尻中学校校長	田沼 良宣
	熊谷市教育研究協議会 図書館部会	部長（中条中学校）	山崎 茂美
社会教育	熊谷市社会教育委員会議	社会教育委員	栗原 和江
	熊谷市文化連合	美術部長	勝谷 光利
	熊谷市美術家協会	理事	北 糸江
	くまがや共同参画を進める会	副会長	佐々木 芳子
家庭教育	熊谷市PTA連合会	幹事（新堀小学校）	徳山 和弘
	熊谷市子育て支援拠点連絡会	役員	茂木 孝子
学識経験者	熊谷市議会	議員	小林 拓朗
	図書館管理運営経験者	元埼玉県立久喜図書館 副館長	根岸 正雄
	熊谷図書館美術郷土クラブ	水墨画クラブ会長	近藤 光昌
	熊谷図書館嘱託者会議	熊谷図書館嘱託者	平井 加余子
	おはなしの会「泉」（妻沼）	代表	前原 君代
	おはなしボランティア 「せせらぎの会」（江南）	会員	早津 みちの

2 熊谷市子ども読書活動推進協議会委員名簿

任期 令和5年6月1日～令和7年5月31日
(令和5年7月1日現在)

	推薦団体	役職名	委員氏名
学校関係	熊谷市校長会 (学校図書館部会顧問)	小学校 校長 (吉見小学校)	松葉 友子
	熊谷市教育研究協議会 学校図書館部会	部長（中条中学校）	山崎 茂美
		副部長（秦小学校）	山田 舞
関係団体	熊谷市PTA連合会	副会長（玉井小学校）	坂田 孝純
	熊谷市私立幼稚園協会	東漸寺幼稚園	押田 春香
	熊谷市私立保育園園長会	第二田島保育園	島田 由子
	おはなしボランティア	おはなしの会「虹」代表	青木 さち子

関係 行政 機関	市民部	母子健康センター	保健師	越前谷 博子
	福祉部	こども課	主幹	松本 勉
		保育課	主任	柿沼 秀幸
	教育委員会	学校教育課	指導主事	青木 大亮
		社会教育課	社会教育指導員	關根 真由美

3 熊谷市立熊谷図書館嘱託者会議名簿

任期 令和5年4月1日～令和6年3月31日
(令和5年7月1日現在)

分野	氏 名	所 属 等
民俗	飯塚 好	熊谷市史編さん委員会委員長
	平井 加余子	熊谷市文化財保護審議会委員 (郷土史研究家)
美術	石原 静枝	埼玉県美術家協会会員 (写真家)
	浜島 義雄	熊谷市美術家協会顧問、朱麦会副会長
	白田 修	刀剣等研磨師 (刀剣・小道具研究家)
	野沢 優	朱麦会会員、蒼騎会会員 ※パステル画クラブ指導者
	久保 孝久	日本画家、日本美術院特待
工芸	水上 嘉代子	女子美術大学非常勤講師 (工芸・染織史)
歴史	来間 平八	熊谷市郷土文化会顧問 (郷土史研究家)
	須長 宜久	熊谷市史編集委員 (郷土史研究家)
	重田 正夫	元埼玉県立文書館副館長 (郷土史研究家) ※くまがや古文書学習・研究会指導者
自然	秋元 敏行	前熊谷市立星宮小学校長

4. 予算・決算

1 予算

単位 千円

区 分	令和5年度予算額	令和4年度予算額
熊谷市一般会計予算	69,900,000	69,000,000
教育費	6,692,138	6,094,344
(教育費/市予算)	9.57%	8.83%
社会教育費	1,756,385	1,806,529
(社会教育費/教育費)	26.25%	29.64%
図書館費	253,580	247,909
(図書館費/社会教育費)	14.44%	13.72%

2 指定事業予算 (6月補正含む)

単位 千円

事業名	令和5年度予算額	令和4年度予算額
図書館管理運営経費	159,887	161,655
子ども読書活動推進事業	952	813
美術品等購入事業	1,000	
郷土図書刊行事業		2,370
子ども教室開設事業	391	365
森村誠一「写真俳句」チャレンジ事業	1,032	1,032
森村誠一展示コーナーリニューアル事業		
「直実・蓮生物語」マンガ制作事業	3,940	
図書館アクセシビリティ事業	892	
熊谷の魅力デジタル情報発信事業	28,534	
合計	196,628	166,235

3 決算

単位 円

区 分	令和3年度決算額	平成2年度決算額
熊谷市一般会計決算	72,427,275,601	88,190,108,384
教育費	7,079,301,712	7,478,279,951
(教育費/市決算)	9.77%	8.48%
社会教育費	1,748,384,339	1,471,071,354
(社会教育費/教育費)	24.70%	19.67%
図書館費	233,534,736	232,507,366
(図書館費/社会教育費)	13.36%	15.81%

4 指定事業決算

単位 円

事業名	令和3年度決算額	平成2年度決算額
図書館管理運営経費	147,026,720	152,361,701
子ども読書活動推進事業	754,024	763,993
美術品等購入事業		
郷土図書刊行事業	1,511,040	1,369,704
子ども教室開設事業	230,845	181,600
森村誠一「写真俳句」チャレンジ事業	908,355	946,845
森村誠一展示コーナーリニューアル事業	6,990,500	
合計	157,421,484	155,623,843

5. 令和5年度図書館事業計画

1 図書館資料の整備と情報サービスの更なる充実

- (1) 図書館資料の整備・充実
 - ア 一般図書、児童図書、参考・郷土資料などの収集、整備
 - イ 一般利用者向け電子書籍の収集、利用促進
 - ウ 4図書館の分担保存体制の整備
- (2) 利用者へのサービスの充実
 - ア 市立図書館ネットワークの整備
 - イ 予約、リクエストサービスの充実
 - ウ レファレンスサービスの充実
 - エ ホームページ等による図書館情報の発信
- (3) 図書館協議会 2回
- (4) 移動図書館サービス事業の推進
 - 11ステーションを巡回
- (5) 福祉配本事業の拡充 毎月1回（施設、家庭、シニアサービス）
- (6) 図書館から全国への情報発信
 - ア 出版物等を活用した情報発信
 - 郷土図書マンガ『直実・蓮生物語』の編集・刊行
 - イ 写真俳句コンテストによる情報発信
 - 第12回写真俳句コンテストを開催する。また写真俳句連絡協議会と連携して、初心者向けの「写真俳句講座」を開催し、新規応募の推進を図る。
 - ～作家・森村誠一による～第12回くまがや「写真俳句」コンテスト開催
 - 募集期間：令和5年6月6日（火）～9月30日（土）
 - 入賞発表：12月1日（金）に「WEBくまがや写真俳句館」で発表
 - 入賞作品展示：令和5年12月6日（水）～12月17日（日）
 - 文化センター1階市民ギャラリー ※月曜日は休館
 - 入賞表彰：【ジュニアの部】特選1点 入選 9点
 - 【一般の部】特選4点 入選11点
 - 表彰式：令和5年12月17日（日） 午後2時
 - 熊谷図書館 4階 第一講座室
- (7) 図書館実習生の受け入れ
 - ア 図書館実習スケジュール及びカリキュラムの策定
 - イ 図書館実習生への指導

5 企画展及び各種講座・講演会等の実施

(1) 資料の整備及び施設等の環境整備充実

- ア 展示室調光設備保守、展示ケース内温湿度管理
- イ 美術資料の修復
- ウ 寄贈資料受入れ
- エ 美術品等の購入について

(2) 企画展及び各種講座・講演会等の実施

- ア 展示事業の充実

名 称	会 期
熊谷の5つの歴史と美術展（常設展）	4月1日～3月31日
・ミニ企画展 書家・野口白汀展	4月1日～6月4日
油彩画・新井信一展	6月8日～9月3日
日本画・大野百樹展	9月5日～12月3日
直実・蓮生の浮世絵展（武者絵）	12月5日～3月3日
直実・蓮生の浮世絵展（芝居絵）	3月5日～
～春の訪れを告げる～桜の絵画展	4月1日～5月14日
第14回自然科学展～昆虫たちの世界～	7月22日～8月31日
～日本の風景を追求した画家～森田恒友の表現展	10月28日～12月3日
～35周年記念～熊谷図書館美術クラブ合同作品展	1月20日～2月22日

イ 講座等の開設による学習機会の拡充

「桜の絵画展」記念講座	4月25日・5月9日
郷土史講座 テーマ「通史でたどる熊谷の歴史」	5月23日・30日、6月9日・13日・20日
自然科学展記念講座 テーマ「昆虫のフシギについて」	7月25日
「森田恒友の表現展」記念講座	10月31日
体験学習会 「熊谷染型紙デザインでガラス製品を彩ろう」	11月7日・14日・21日
熊谷の歴史を学ぶ会	毎月第4土曜日
子ども自然科学教室	毎月第2土曜日
子ども歴史教室	毎月第4土曜日

- ウ 熊谷図書館嘱託者会議 1回 美術・郷土資料展示室の企画運営への助言

- (3) 個別施設計画に基づく、博物館、図書館・美術館施設の検討
 - ア 博物館整備に向けた事前調査の検討
 - イ 博物館、図書館・美術館施設整備スケジュールの検討
- (4) 博物館実習生の受け入れ
 - ア 博物館実習スケジュール及びカリキュラムの策定
 - イ 博物館実習生への指導

6. 令和4年度利用統計

I 資料

1 蔵書数

	熊谷館	移動図書館	妻沼館	大里館	江南館	合計	
一般書	114,660冊	8,825冊	62,170冊	36,171冊	41,650冊	263,476冊	
参考図書	6,643冊	0冊	1,530冊	534冊	435冊	9,142冊	
郷土資料	19,599冊	0冊	2,629冊	1,139冊	1,016冊	24,383冊	
一般洋書	1冊	0冊	0冊	2冊	0冊	3冊	
小計	140,903冊	8,825冊	66,329冊	37,846冊	43,101冊	297,004冊	
児童書	50,956冊	9,760冊	33,424冊	20,064冊	24,399冊	138,603冊	
児童参考図書	328冊	0点	155冊	79冊	144冊	706冊	
紙芝居	336冊	208点	942冊	620冊	618冊	2,724冊	
児童洋書	640冊	0点	13冊	180冊	65冊	898冊	
小計	52,260冊	9,968冊	34,534冊	20,943冊	25,226冊	142,931冊	
視聴覚資料	CD	862点	0点	1,501点	1,444点	1,869点	5,676点
	DVD	97点	0点	687点	1,155点	518点	2,457点
	ビデオテープ	0点	0点	29点	91点	5点	125点
	カセットテープ	317点	0点	330点	0点	110点	757点
小計	1,276点	0点	2,547点	2,690点	2,502点	9,015点	
一般雑誌	9,067冊	0点	1,979冊	1,550冊	1,256冊	13,852冊	
児童雑誌	1,693冊	0点	3,168冊	454冊	595冊	5,910冊	
小計	10,760冊	0冊	5,147冊	2,004冊	1,851冊	19,762冊	
合計	205,199冊	18,793冊	108,557冊	63,483冊	72,680冊	468,712冊	

2 年間受入冊数

受入	6,219冊	486冊	2,279冊	2,000冊	1,942冊	12,926冊
除籍	2,749冊	1,466冊	775冊	1,803冊	327冊	7,120冊
年間増減	3,470冊	-980冊	1,504冊	197冊	1,615冊	5,806冊

3 受入タイトル数

	熊谷館	妻沼館	大里館	江南館
受入雑誌数	140種	78種	62種	46種
受入新聞数	11紙	10紙	8紙	8紙

4 さくら号積載数

約1,700冊

5 駅前分室収蔵数

約3,500冊

6 電子書籍所蔵数

15,742点

II サービス

1 開館日数

	熊谷館	妻沼館	大里館	江南館	駅前分室
開館日数	288日	288日	286日	288日	308日

2 利用者延べ数

	熊谷館	妻沼館	大里館	江南館	合計	
延利用数	133,696件	45,253件	28,376件	26,271件	233,596件	
(うち団体)	12,325団体	2,585団体	1,380団体	1,638団体	17,928団体	
	駅前	文化創造館	移動図書館	福祉	合計	総合計
延利用数	3,582件	6,151件	3,255件	88件	13,076件	246,672件
(うち団体)	3団体	44団体	31団体	58団体	136団体	18,064件

3 登録者数(全館一括計上)

個人登録者数(累計)	160,122人	団体数
うち市内在住者数	154,358人	723団体
うち市内13歳～18歳	10,722人	うち相互館
うち市内0歳～12歳	8,714人	156館

4 閲覧席数

熊谷館	妻沼館
58 (24)	98 (43)
大里館	江南館
42 (32)	26 (14)

※ () コロナ対応

5 貸出数(個人+団体)

		熊谷館	妻沼館	大里館	江南館	電子書籍	合計
一般書		225,629冊	94,334冊	48,793冊	44,361冊		413,117冊
郷土資料		2,547冊	43冊	120冊	58冊		2,768冊
小計		228,176冊	94,377冊	48,913冊	44,419冊		415,885冊
児童書		133,457冊	74,224冊	55,656冊	41,523冊		304,860冊
紙芝居		1,830冊	1,363冊	1,576冊	1,030冊		5,799冊
児童洋書		557冊	8冊	63冊	10冊		638冊
小計		135,844冊	75,595冊	57,295冊	42,563冊		311,297冊
一般雑誌		11,405冊	9,055冊	6,179冊	3,117冊		29,756冊
児童雑誌		2,401冊	1,409冊	550冊	594冊		4,954冊
小計		13,806冊	10,464冊	6,729冊	3,711冊		34,710冊
A V 資料	CD	1,496点	2,059点	2,184点	2,618点		8,357点
	DVD	627点	3,160点	2,661点	2,630点		9,078点
	ビデオテープ	15点	10点	30点	2点		57点
	カセットテープ	1点	6点	0点	5点		12点
小計		2,139点	5,235点	4,875点	5,255点		17,504点
合計		379,965冊	185,671冊	117,812冊	95,948冊	1,534冊	780,930冊
うち団体貸出		36,970冊	7,886冊	4,507冊	3,558冊		52,921冊

		移動図書館	文化創造館	駅前分室	福祉	合計	総合計
一般書		9,251冊	5,838冊	4,002冊	917冊	20,008冊	433,125冊
郷土資料		7冊	10冊	5冊	0冊	22冊	2,790冊
小計		9,258冊	5,848冊	4,007冊	917冊	20,030冊	435,915冊
児童書		6,927冊	3,199冊	719冊	453冊	11,298冊	316,158冊
紙芝居		122冊	11冊	5冊	118冊	256冊	6,055冊
児童洋書		1冊	5冊	3冊	0冊	9冊	647冊
小計		7,050冊	3,215冊	727冊	571冊	11,563冊	322,860冊
一般雑誌		116冊	439冊	432冊	6冊	993冊	30,749冊
児童雑誌		16冊	31冊	2冊	0冊	49冊	5,003冊
小計		132冊	470冊	434冊	6冊	1,042冊	35,752冊
A V 資料	CD	14点	203点	60点	0点	277冊	8,634点
	DVD	56点	37点	17点	0点	110冊	9,188点
	ビデオテープ	0点	4点	0点	0点	4冊	61点
	カセットテープ	0点	0点	0点	0点	0冊	12点
小計		70点	244点	77点	0点	391冊	17,895点
合計		16,510冊	9,777冊	5,245冊	1,494冊	33,026冊	813,956冊
うち団体貸出		811冊	97冊	5冊	1,222冊	2,135冊	55,056冊

6 相互貸借

貸出	4,793冊
借受	3,171冊

7 福祉配本サービス(内数)

個人	30人	272冊
施設	58団体	1,222冊

8 WiFi(熊谷館)

利用人数	
延べ2,823人	

ID2189

9 インターネット閲覧サービス

	熊谷館	妻沼館	大里館	江南館	合計
端末数	2台	1台	1台	1台	6台
利用件数	799件	648件	138件	72件	1,657件

※各館とも制限時間は、60分 台数の()はコロナ対応数

10 その他

	熊谷館	妻沼館	大里館	江南館	合計	うちWEB予約
文献複写	3,186枚	913枚	192枚	188枚	4,479枚	
予約リクエスト提供数	120,940件	5,413件	3,931件	3,323件	133,607件	(97,052件)
レファレンス	960件	489件	461件	193件	2,103件	
視聴覚端末数		5台	4台	3台	12台	

※予約本の受取場所は図書館4館の他に駅前分室、文化創造館、移動図書館がある。

Ⅲ サービス指標（※人口は令和5年4月1日現在）

1 人口1人当たりの貸出冊数

貸出冊数	人 口	貸出冊数/人口
813,956冊	192,465人	4.23冊

2 登録率

登録者数	人 口	登録者数/人口
160,122人	192,465人	83.20%

3 登録者1人当り貸出冊数

貸出冊数	登録者数	貸出冊数/登録者数
813,956冊	160,122人	5.08冊

4 蔵書回転率

貸出冊数	蔵書冊数	貸出冊数/蔵書冊数
813,956冊	468,712冊	1.74回

5 人口1人当り蔵書冊数

蔵書冊数	人 口	蔵書冊数/人口
468,712冊	192,465人	2.44冊

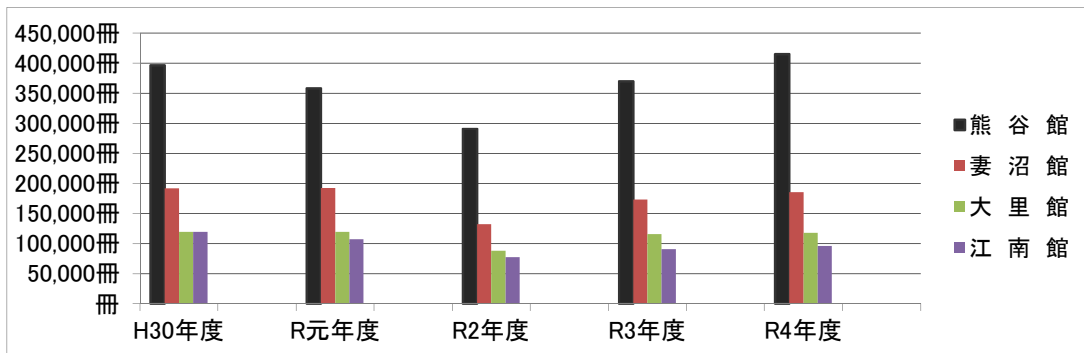
Ⅳ 利用状況等推移

(H29年度は耐震工事のため熊谷館9ヶ月間休館)

R元年度は新型コロナウイルス感染予防のため3/12から3/31まで休館)

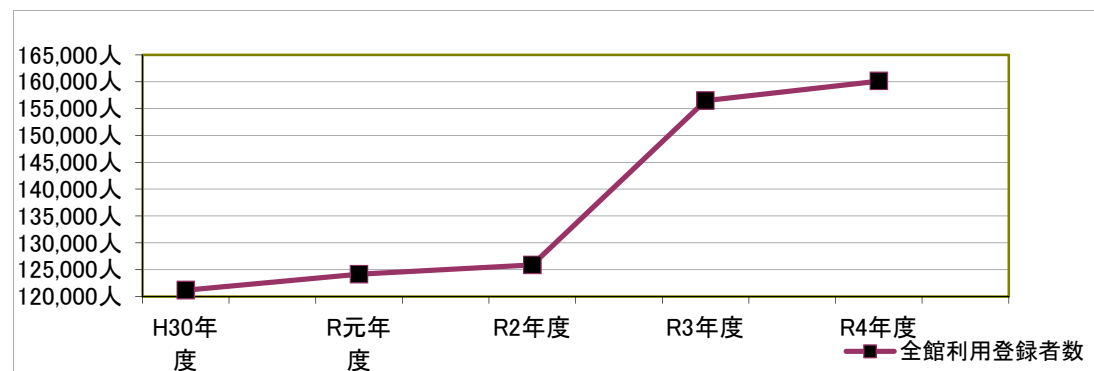
1 貸出数

	2018	2019	2020	2021	2022
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
熊谷館	395,865冊	357,786冊	290,309冊	369,680冊	414,525冊
妻沼館	192,065冊	192,416冊	132,096冊	172,913冊	185,671冊
大里館	119,543冊	119,485冊	88,108冊	115,466冊	117,812冊
江南館	119,296冊	106,970冊	77,324冊	90,945冊	95,948冊
合計	826,769冊	776,657冊	587,837冊	749,004冊	813,956冊
うち移動図書館	19,085冊	23,938冊	19,882冊	22,567冊	16,510冊



2 利用登録者数（総登録者数）（H30年度は無効登録者を整理した）

年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
4館合計	121,167人	124,122人	125,859人	156,498人	160,122人



7. 令和4年度事業報告

I 熊谷図書館 管理サービス係

1 移動図書館(さくら号)

12ステーション 巡回日数 108 日

別府第3公園	文化創造館さくらめいと	大幡公民館	県営玉井団地
新堀公民館	玉井公民館	さいとう小児科歯科駐車場	大麻生公民館
星宮公民館	籠原公民館	籠原体育館	別府公民館

2 おはなし会、集会行事等

内 容	開催予定日	対 象	回 数	参加者	
おはなし会 4/9, 23 5/14, 28 6/11, 25 7/9, 23 8/6 9/10, 24 10/8, 22 11/12, 26 12/10 1/14, 28 2/11, 3/11, 25	第2、第4土曜日 * 8月と2月は1回	4歳～小学生	21回	子ども 160人	
				大人 106人	
				計 266人	
ちいさいこのおはなし会	第3金曜日	乳幼児と保護者	12回	乳幼児 171人	
				保護者 167人	
				計 338人	
子ども映画会	7/31. 10/16. 3/26	幼児～一般	3回	62人	
子ども会(夏、冬、春休み)	7/29 12/24 3/29	幼児～小学生	3回	92人	
子ども図書館まつり	4/29	小学生	1回	22人	
子ども読書活動推進交流会	11/17	子ども読書関係者、一般	1回	111人	
ブックスタート	毎月2回	乳児健診受診者	24回	1,039組	
児童文化講座 おはなし絵本 ボランティア養成講座	4/7. 4/14. 4/21	一般	3回	42人	
「熊谷の昔ばなし」をきく会	1/18	一般	1回	15人	
保育士・幼稚園教諭等 研修会	8月8日	市内 保育士、 幼稚園教諭	1回	45人	
大人のための映画会	4/29. 6/16. 9/15. 2/16	一般	4回	88人	
学校支援	授業支援	10/7, 14 11/9, 10, 11, 21	中学生	11クラス	378人
	特別支援関係	7/5, 15 12/15 2/3, 9, 21	小学生	6回	95人
おはなし会ボランティア向け勉強会	原則第2・4水曜	おはなしの会「ドロップス」	19回	220人	
	原則第4水曜	おはなしの会「ドロップス」絵本	10回	130人	
	原則第1水曜(8, 1, 3月お休み)	ちいさいこのおはなし会「ととけっこう」	9回	90人	
出張おはなし会	11/30 3/16	乳幼児/4才～小学生	12回	252人	
本の通帳累計発行数				6,192冊	

3 配本事業

福祉配本	毎月1回 第2金曜日 障がい者家庭、施設に配本 家庭：3人 272冊 施設：4施設 1,222冊（4館連絡車による配本）
シニアサービス	毎月1回 大里広域包括支援センターの市内7施設を巡回 個人貸出： 休止中 団体貸出： 4施設（3施設休止中） 2,424冊

4 写真俳句事業

(1)

応募総数	表彰	入賞作品展示
2,273点	【ジュニアの部】 特選1点、入選9点 （うち熊谷賞1点） 【一般の部】 特選4点、 入選11点 （うち熊谷賞1点）	展 示：令和4年12月3日～12月18日 会 場：文化センター市民ギャラリー 来場者：287人 表彰式：12月18日

*募集期間：令和4年6月8日～9月30日

(2) はじめての「写真俳句」講座

開催日	対象者	参加者	講師
7月24日(日)	高校生以上	12人	中村廣幸氏

5 その他

施設見学	市内小学校	23校	605人
職場体験学習	市内中学校	3校	12人
学校等団体貸出	市内小中学校	15校	849冊

II 妻沼図書館

1 おはなし会等

内 容	開 催 日	対 象	回 数	参加者
ちいさいこのおはなし会	第1、3木曜日	乳幼児と保護者	22回	66人
おはなし会	第2土曜日	小学生	12回	46人
おはなし会ボランティア向け勉強会	第1金曜日（8月中止）	おはなしの会「泉」	11回	67人
	第2土曜日	絵本ボランティアの会	12回	97人
子ども映画会	7/23. 12/24. 3/25	幼児～一般	3回	15人
子ども会	8月4日	幼児～小学生	1回	15人
子ども図書館まつり	11月3日	小学生	1回	16人

2 その他

施設見学	市内小学校	4校	221人
職場体験学習	市内中学、高校	1	4人
学校等団体貸出		1件	50冊

Ⅲ 大里図書館

1 おはなし会等

内 容	開 催 日	対 象	回 数	参加者
おはなし会	第3土曜日 7. 1 2. 3月は子ども会	4歳～小学生	9回	43人
夜のおはなし会	10月28日	4歳～小学生	1回	15人
おはなし会ボランティア向け勉強会	第3水曜日	すずの会	12回	47人
子ども映画会	8/11. 12/24. 3/21	幼児～一般	3回	23人
子ども会	7/23. 12/17. 3/25	幼児～小学生	3回	50人
子ども図書館まつり	5月3日	小学生	1回	15人

2 その他

施設見学	市内小学校	2校	67人
職場体験学習	市内小、中学校	1校	2人
学校等団体貸出		1件	10冊

Ⅳ 江南図書館

1 おはなし会等

内 容	開 催 日	対 象	回 数	参加者
ちいさいこのおはなし会	第2、4土曜日 10月から 10/9, 23 11/13, 27 12/11, 25 1/8, 22 3/12, 26	乳幼児と保護者	24回	112人
おはなし会ボランティア向け勉強会	第2水曜日	こうなん「花みずき」	13回	133人
子ども映画会	7/25 12/26	幼児～一般	3回	17人
子ども会	7/29 3/26	幼児～小学生	1回	25人
子ども図書館まつり	10月30日	小学生	1回	14人

2 その他

施設見学	市内小学校	3校	99人
職場体験学習	市内小、中学校	0校	0人
学校等団体貸出	市内小学校	4件	124冊

8. 令和4年度 美術・郷土資料展示室事業報告

1 展示事業

区 分	事 業 名	会 期 〔会期日数〕	利用人員 〔一日平均〕
歴 史	ー所蔵資料を中心としてー 熊谷の5つの歴史と美術展 ※ミニ展示コーナー ①「油彩画・小島恭三展」 ②「水墨画・蜂須秀雲展」 ③「油彩画・大久保喜一」 ④「熊谷ゆかりの逸品展」 ⑤「書家・野口白汀展」	4/2(土)～3/31(金) 前年度からの継続事業 [283] 4/ 2(木)～ 6/ 5(日) 6/ 7(火)～ 9/ 4(日) 9/ 6(火)～12/ 4(日) 12/ 6(火)～ 3/ 5(日) 3/ 7(火)～	11,464人 [41人]
美 術	～具象から自然主義へ～ 追悼・志邨武久展	4/ 2(土)～ 5/15(日) [37日]	1,710人 [47人]
自然科学	～宇宙のフシギ～ 第13回(通算第38回)自然科学展	7/23(土)～ 8/28(日) [30日]	2,636人 [88人]
文 学	～短歌と紙塑人形～ 鹿児島寿蔵と熊谷展	10/22(土)～11/27(日) [30日]	1,439人 [48人]
美 術	～春の訪れを告げる～ 桜の絵画展	3/25(土)～ 5/14(日) [3月末現在:開館日6日]	986人 [165人] ※3月末現在

2 教育普及事業

(1) 成人対象事業

区 分	事 業 名	実施日	講 師	参加人員
講演会	「追悼・志邨武久展」 記念講演会	4/26(火)	浜島 義雄 氏 (熊谷市美術家協会顧問)	42人
講 座	郷 土 史 講 座 「熊谷の中世石造物」	5 /24(火)	磯野 治司 氏 (熊谷市史特別調査員)	26人
		5 /31(火)	野口 達郎 氏 (熊谷市史特別調査員)	20人
		6 / 7(火)	伊藤 宏之 氏 (熊谷市史専門調査員)	19人

		6 /14(火)	栗岡 眞理子 氏 (熊谷市史専門調査員)	24 人
		全 4 回		[89 人]
講 座	自然科学展記念講座	7/ 26(火)	浅見 敦夫 氏 (元市立プラネタリウム館学芸員)	23 人
体験学習	体験学習会 「初心者からのレリーフづくり」	9 /13(金)	山岡 克行 氏 (熊谷市美術家協会) 渋谷 昌子 氏 (熊谷市美術家協会) 北 糸江 氏 (熊谷市美術家協会)	6 人
		9 /16(金)		6 人
		9 /27(金)		5 人
		11/ 1(火)		6 人
		全 4 回		23 人
講 座	「鹿児島寿蔵と熊谷展」 記念講座	10/25 (火)	金子 貞雄 氏 (熊谷市短歌会会長)	42 人
		10/28 (金)	是澤 博昭 氏 (大妻女子大学教授)	25 人
		全 2 回		67 人
講 座	「絵図に見るくまがや」 記念講座	11/ 8(火)	大井 教寛 氏 (市立熊谷図書館学芸員)	35 人
		11/15(火)	澤村 怜薫 氏 (行田市郷土博物館学芸員)	32 人
		11/22(火)	重田 正夫 氏 (埼玉県地方史研究会会長)	29 人
		全 3 回		[96 人]
修了式 (アトラク ション)	美術・郷土教養講座に参加して (美術・郷土教養講座修了式)	3/28 (火)	—	18 人

※各講演会、講座等について、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、40名定員での募集とした。

(2) 一般対象特別事業

区分	事業名	実施日	講師	参加人員(総参加者数)[一日平均]
講座	熊谷の歴史を学ぶ会	毎月第4土曜日	菅谷浩之	18 人 (120 人) [11 人]

(3) 児童・生徒対象事業（小学校5、6年生）

区分	事業名	実施日	講師	参加人員(総参加者数)〔一日平均〕
講座	子ども自然科学教室	毎月第2土曜日	三澤泰助 秋元敏行	39人 (244人) [25人]
〃	子ども歴史教室	毎月第4土曜日	菅谷浩之	22人 (131人) [12人]

※子ども自然科学教室、子ども歴史教室と熊谷の歴史を学ぶ会は40名定員での募集とした。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、自然科学教室は8.9月、歴史教室は8月を休講としたため、子ども自然科学教室は10回、子ども歴史教室、熊谷の歴史を学ぶ会は11回の開講となった。

3 嘱託者委嘱

(1) 委嘱

ア 期 間 令和4年4月1日～令和5年3月31日

イ 嘱 託 者 秋元敏行、飯塚 好、石原静枝、久保孝久、来間平八、重田正夫、須長宜久、野澤 優、白田 修、浜島義雄、平井加余子、三澤泰助、水上嘉代子(敬称略)

(2) 会議

ア 嘱託者会議の開催 : 令和4年5月13日(金) 午後

(3) 専門分野の指導助言

ア 各担当分野の展示事業及び教育普及事業に対する指導助言 : 随時

4 図書等の刊行

(1) 『光の画家 大久保喜一』

編集発行：令和5年3月24日

(2) その他

ア 各種展示会のパンフレット

イ 各種講演会及び講座等の資料編集

5 資料収集及び整理事業

(1) 寄贈

ア 美術資料

	作 品 名	種 別	大きさ (cm)	制 作 者	備 考	寄贈者
1	青森ねぶた祭「一ノ谷の戦い」大型ねぶた原画複製	写真	額寸 85.0 × 114.0	北村蓮明	青森ねぶた祭大型ねぶたの原画複製	日立製作所東北支社
2	窓辺の花	油彩画	32.5 × 45.5	大久保喜一	額装 キャンバス	大久保貴一
3	木立に咲く花	油彩画	45.0 × 33.0	大久保喜一	額装 キャンバス	大久保貴一
4	雪の菜園	油彩画	32.0 × 41.0	大久保喜一	額装 キャンバス	大久保貴一

5	桃畑	油彩画	33.0×45.0	大久保喜一	額装 キャンバス	大久保貴一
6	百合	油彩画	61.0×45.7	大久保喜一	額装 キャンバス	大久保貴一
7	ひまわりのある静物	油彩画	45.5×38.0	大久保喜一	額なし キャンバス	大久保貴一
8	ビンとコップ	油彩画	45.5×35.7	大久保喜一	額なし キャンバス	大久保貴一
9	風景（雲と草原）	油彩画	32.0×41.0	大久保喜一	額なし キャンバス	大久保貴一
10	風景（親鼻橋?）	油彩画	41.0×32.0	大久保喜一	額なし キャンバス	大久保貴一
11	静物	油彩画	45.0×32.5	大久保喜一	額なし 板	大久保貴一
12	バラ	油彩画	33.0×23.5	大久保喜一	額なし キャンバス	大久保貴一
13	喜太郎（六歳）像	油彩画	41.0×27.0	大久保喜一	額なし キャンバス	大久保貴一
14	風景	油彩画	24.0×33.5	大久保喜一	額装 板	大久保貴一
15	婦人像	油彩画	33.0×23.5	大久保喜一	額装 板	大久保貴一
16	伊香保	油彩画	33.0×23.5	大久保喜一	額なし 板 裏面に「大火前の写生」の記述あり	大久保貴一
17	花	油彩画	33.0×23.5	大久保喜一	額なし 板	大久保貴一
18	姉弟	油彩画	23.5×33.0	大久保喜一	額なし 板	大久保貴一
19	風景	油彩画	23.5×33.0	大久保喜一	額なし 板	大久保貴一
20	冬の風景	油彩画	23.5×33.0	大久保喜一	額なし 板	大久保貴一
21	風景	油彩画	23.5×32.5	大久保喜一	額なし 板	大久保貴一
22	山村風景	油彩画	24.0×33.0	谷部正		大久保貴一
23	大島闘牛	油彩画	23.0×33.0	平井武雄		大久保貴一
24	雨の日	油彩画	33.0×23.0	近藤浩一路	「市街地遠望」と両面	大久保貴一
25	市街地遠望	油彩画	23.0×33.0	近藤浩一路?	「雨の日」と両面	大久保貴一
26	谷合いの桜	油彩画	71.5×80.5	志邨武久	妻沼中央公民館 大ホール壁面	志村平太
27	青い岩	油彩画	72.0×90.0	志邨武久	妻沼行政センター 3階旧議場入口	志村平太
28	春風陽光	油彩画	63.0×72.5	志邨武久	江南行政センター 2階壁面	志村平太
29	伊浜風景	油彩画	63.0×78.5	志邨武久	江南ピピア 大ホ ール前壁面	志村平太
30	楊井春色	油彩画	59.0×71.0	志邨武久	大里アスネット 大ホール正面入口壁面	志村平太
31	爛漫の桜	油彩画	71.5×89.5	志邨武久	大里アスネット 大ホール横廊下側壁面	志村平太
32	ミモザ	油彩画	72.0×59.5	志邨武久	市庁舎 3階応接室	志村平太
33	小さな花たち	油彩画	64.5×52.0	志邨武久		志村平太

※その他、大久保喜一関連の美術参考資料（画用紙に書かれた風景画など）29点、志邨武久氏関連の美術参考資料（林武氏からの手紙など）3点の寄贈を受けた。

イ 民俗資料、歴史資料、戦時資料

	資料名	種別	備考	寄贈者
1	裁縫・和裁関係教科書一括	民俗資料	『裁縫教科書』巻1～3 『和服裁縫道志るべ』	根岸由利子
2	森村誠一氏自筆原稿一括	文学資料	原稿「神の怒色」	川野仁志
3	「武運長久の日の丸」	戦時資料	故根岸愛三郎氏 アメリカから返還される。 71.0×98.0 cm	根岸信明
4	火消し印半纏	民俗資料	弥生町で鳶職を営んでいた時のもの。 半纏と頭あて 幅：130.0 cm 丈：112.0 cm	岩下行男
5	森村誠一氏関連資料一括	文学資料	写真 68 枚 色紙 パンフレット等	森村紀子
6	板碑	歴史資料	永仁3年(1295)	新井富子
7	板碑	歴史資料	年号不明 笠形頭	佐々木良二

(2) 資料の修復

ア 美術資料の修復

- ・「海岸」 森田恒友 画 (1906年制作 39.0×73.0 cm)
- ・「残雪」 大久保喜一 画 (制作年不詳 50.0×60.7 cm)

イ 刀剣手入れ

- ・短刀 氏房 (室町末期～桃山) 刃長 27.5cm
- ・脇指 兼辻 (江戸) 刃長 56.4cm
- ・短刀 備前国住長船清光 (室町末期) 刃長 29.2cm
- ・脇指 兼元 (室町末期) 刃長 30.3cm
- ・刀 肥前国河内大掾藤原正広 (江戸) 刃長 69.4cm
- ・刀 肥前国出羽大掾行広 (江戸) 刃長 72.4cm
- ・脇指 家助 (室町初期) 刃長 39.5cm
- ・短刀 兼重 (室町末期) 刃長 27.3cm
- ・刀 無銘 (室町最末期) 刃長 74.8cm
- ・刀 無銘 (室町最末期) 刃長 69.5cm

6 資料貸出事業

資料区分	資料名	点数	貸出先	期間
美術資料	油彩画「星溪園」清水信二	1	熊谷市市長公室秘書課	R4/4/1 ～ R5/3/31
	油彩画「河原松山(春)」大久保隆史	1	〃	〃
	油彩画「熊谷市街の遠望(秋)」新井信一	1	〃	〃
	日本画「春雪夢殿」大野百樹	1	〃	〃
	日本画「熊谷草」大野百樹	1	〃	〃
	金子兜太句碑原紙	4	〃	〃

	油彩画「バラ」出口喜平	1	熊谷市議会事務局	R4/5/31 ~ 8/31
	熊谷染型紙「生活・器物 扇 枝垂れ桜」	1	〃	〃
	熊谷染型紙「幾何学 山道 紗綾形」	1	〃	〃
	熊谷染型紙「植物 菖蒲 横段」	1	〃	〃
	水彩画「紅葉の谷川岳」森田芳一	1	〃	R4/8/30 ~ 11/30
	熊谷染型紙「植物 よろけ縞 緋」	1	〃	〃
	熊谷染型紙「幾何学 三本格子」	1	〃	〃
	熊谷染型紙「動物 雁がね 薄」	1	〃	〃
	油彩画「新川屋敷林」大久保隆史	1	〃	R4/11/25 ~ R5/2/28
	熊谷染型紙「生活・器物 独楽 桜」	1	〃	〃
	熊谷染型紙「幾何学 分銅つなぎ」	1	〃	〃
	熊谷染型紙「動物 千鳥 十字格子」	1	〃	〃
	日本画「荒川の春」江尻十九郎	1	〃	R5/ 2/24~ 5/31
	熊谷染型紙「植物 桜 宝づくし 松」	1	〃	〃
	熊谷染型紙「動物 蝶 藤 竹」	1	〃	〃
	熊谷染型紙「幾何学 立涌」	1	〃	〃
	油彩画「楊井春色」志邨武久	1	大里アスネット	R5/ 1/20 ~ 3/31
	油彩画「伊浜風景」志邨武久	1	江南ピピア	〃
	油彩画「春風陽光」志邨武久	1	江南行政センター	〃
	油彩画「谷合いの桜」志邨武久	1	妻沼中央公民館	〃
	油彩画「青い岩」志邨武久	1	妻沼行政センター	〃
	油彩画「ミモザ」志邨武久	1	市長応接室	〃
	『方寸』第2巻第5号	1	埼玉県立近代美術館	R5/ 3/4 ~ 5/7
	『方寸』第2巻第8号	1	〃	〃
その他	マスコット人形「サイターマン」	1	埼玉県立歴史と民俗の博物館	R4/4/1~R5/3/31
	さいたま博鯉のぼり	1	〃	〃
	88' さいたま博覧会公式ガイドブック	1	〃	〃
	さいたま博ガイドマップ	1	〃	〃
	88 'さいたま博情報誌	5	〃	〃
	熊谷空襲関連資料・パネル貸出キット	1	市立富士見中学校	R4/6/30~ 7/8
	熊谷空襲関連資料・パネル貸出キット	1	熊谷市総務部庶務課	R4/8/8~ 8/12

7 施設等管理業務委託事業

(1) 展示室調光設備保守点検業務 (契約期間: 令和5年1月10日~1月16日 実施日: 令和5年1月10日)

ア 調光装置電源盤の清掃及び動作確認

イ 調光装置の清掃及び動作確認

ウ 展示ケース内の照度測定及び調整

(2) 展示室等特別清掃業務 (契約期間: 令和5年1月10日~1月16日 実施日: 令和5年1月10日)

- ア 美術展示室及び入り口ホールの清掃
- イ 固定展示ケース内の床の清掃
- ウ 固定展示ケース及び可動式展示ケースのガラス清掃
- エ 美術展示室内の照明器具類及び可動式展示ケースの照明器具類の清掃
- オ その他現場で別途指示

(3) 収蔵庫等くん蒸業務（契約期間：令和4年6月27日～7月4日 実施日：令和4年6月27日）

- ア 3F収蔵庫のくん蒸
- イ 3F美術郷土研究室のくん蒸
- ウ 2F閉架書庫のくん蒸

8 クラブ活動育成事業

ク ラ ブ 名	定 例 日	参加人員	指 導 者
写 真	第3土曜日	8	北 熊市
水 墨 画	第1日曜日及び第3土曜日	6	納富 舟峰
製 本 ・ 装 幀	第3水曜日	8	(岩崎 博)
水 彩 画	第1と第3土曜日	11	原口 一明
書 道	第2と第4土曜日	18	石原 裕子
パ ス テ ル 画	第1と第4水曜日	9	野澤 優
籐 工 芸	第2と第4火曜日	6	各務 雅子
油 彩 画	第2と第3日曜日	9	清水 信二
古文書学習・研究会	第2と第4木曜日 研究部会・第4木曜日	27	重田 正夫
和 裁	毎週木曜日	13	久保 恵子
直実・蓮生を学ぶ会	第1土曜日 研究部会・第3土曜日	31	歴史学者・郷土史家・ 文学者・他
き り 絵	第1と第3火曜日	7	松井 貞夫

※ 参考 12クラブ 総参加人員 153人

9 博物館実習生の受入

令和3年度から、各大学の学芸員課程履修生による博物館実習の受入を行っている。
実習日数：7日間 カリキュラムは文化庁の指針に基づく。

年 度	R 2	R 3	R 4
博物館実習生	—	4人	2人

9. 図書館条例その他規則等

○熊谷市立図書館条例

平成 17 年 10 月 1 日条例第 110 号

(設置)

第 1 条 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 10 条の規定に基づき、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
熊谷市立熊谷図書館	熊谷市桜木町二丁目 33 番地 2
熊谷市立熊谷図書館熊谷駅前分室	熊谷市筑波二丁目 82 番地
熊谷市立妻沼図書館	熊谷市妻沼東一丁目 1 番地
熊谷市立大里図書館	熊谷市津田 1 番地 1
熊谷市立江南図書館	熊谷市千代 325 番地 1

一部改正〔平成 18 年条例 48 号・112 号〕

(職員)

第 3 条 図書館に館長及び専門的職員を置き、その他必要と認める職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、熊谷市教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 6 月 27 日条例第 48 号)

この条例は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 27 日条例第 112 号)

この条例は、平成 19 年 2 月 13 日から施行する。

○熊谷市立図書館条例施行規則

平成 17 年10 月 1 日教育委員会規則第 43 号

(目的)

第 1 条 この規則は、熊谷市立図書館条例(平成 17 年条例第 110 号)第 4 条の規定に基づき、熊谷市立図書館(以下「図書館」という。)の管理運営に関し、必要事項を定めることを目的とする。

(休館日)

第 2 条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長は、特別の事情があるときは、教育委員会に諮り、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設定することができる。

(1) 熊谷図書館及び大里図書館

ア 月曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「国民の休日」という。)又は熊谷図書館(美術・郷土展示室を除く。)においては熊谷市立小・中学校管理規則(平成 17 年教育委員会規則第 16 号)第 3 条第 6 号に規定する夏季休業日に当たるときを除く。)

イ 国民の休日の翌日(この日が国民の休日並びに日曜日及び土曜日に当たるときを除く。)

ウ 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日

エ 館内整理日(毎月第 1 金曜日。ただし、この日が国民の休日に当たるときは、第 2 金曜日とする。)

オ 特別整理期間(年間 14 日以内)

(2) 熊谷図書館熊谷駅前分室

ア 日曜日

イ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(3) 妻沼図書館及び江南図書館

ア 火曜日(この日が国民の休日に当たるときを除く。)

イ 国民の休日の翌日(この日が国民の休日並びに日曜日及び土曜日に当たるときを除く。)

ウ 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日

エ 館内整理日(毎月第 1 金曜日。ただし、この日が国民の休日に当たるときは、第 2 金曜日とする。)

オ 特別整理期間(年間 14 日以内)

一部改正〔平成 18 年教委規則 5 号・16 号・19 年 17 号・22 年 2 号・31 年 10 号・令和元年 14 号〕

(利用時間)

第 3 条 図書館の利用時間は、次のとおりとする。

(1) 熊谷図書館 午前 9 時から午後 7 時まで

(2) 熊谷図書館熊谷駅前分室 午後 1 時から午後 8 時まで

- (3) 大里図書館、妻沼図書館及び江南図書館 午前9時から午後7時（利用日が国民の休日並びに日曜日及び土曜日に当たるときは、午後5時）まで
- 2 館長は、必要と認めるときは、教育委員会に諮り、前項に規定する利用時間を変更することができる。

一部改正〔平成18年教委規則5号・16号・19年17号・24年6号・26年1号・27年1号・30年2号・令和元年14号〕

(利用の制限)

第4条 この規則又は館長の指示に従わないものに対しては、図書館の利用を禁止することができる。

(損害賠償)

第5条 利用者が自己の責に帰すべき事由により、図書館の施設設備又は備品若しくは資料を破損、汚損若しくは亡失したときは、現品又は館長が相当と認める代価をもって賠償しなければならない。

(個人貸出し)

第6条 図書館資料の個人館外貸出しを受けることのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 本市、行田市、東松山市、鴻巣市、深谷市、滑川町、嵐山町、吉見町又は寄居町に居住し、又は通勤し、若しくは通学している者
- (2) 太田市、千代田町又は大泉町に居住している者
- (3) 館長が特別の理由があると認めた者

一部改正〔平成18年教委規則5号・19年17号・25年6号・30年8号〕

(団体貸出し)

第7条 図書館資料の団体館外貸出しを受けることのできる団体は、市内の公共団体、学校、社会教育関係団体、事業所又は館長が認めた団体（以下「団体」という。）とする。

全部改正〔平成25年教委規則6号〕

(利用手続)

第8条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、利用申込書（個人）（様式第1号）を提出するとともに、第6条第1号又は第2号の市又は町に居住する者にあつては住所を証明する書類を、通勤し、又は通学している者にあつては当該書類及び通勤先又は通学先を証明する書類等を提示し、利用カード（様式第2号）の交付を受けなければならない。

2 図書館資料の貸出しを受けようとする団体は、利用申込書（団体）（様式第3号）を提出し、館長の承認を受け、前項の利用カードの交付を受けなければならない。

3 利用カードは、利用の都度提示しなければならない。

4 利用カードの記載事項に変更があつたとき、又は紛失したときは、速やかに館長に届けなければならない。

5 交付を受けた利用カードは、他人又は他の団体に貸与し、又は譲渡してはならない。

一部改正〔平成 25 年教委規則 6 号・27 年 1 号・30 年 8 号〕

(貸出し点数及び貸出し期間)

第 9 条 資料の貸出し点数及び期間は、次のとおりとする。ただし、特別の理由により館長が認めるときはこの限りでない。

区分		貸出し点数	貸出し期間
個人	図書	10 点以内	2 週間以内
	視聴覚資料	3 点以内(図書とあわせ 10 点以内とする。)	2 週間以内
団体	図書	100 点以内	30 日以内

一部改正〔平成 26 年教委規則 1 号・令和 4 年 1 号〕

(電子書籍の利用)

第 9 条の 2 電子書籍(インターネットによる利用が可能とされた電磁的記録で、図書館資料(電磁的記録を除く。)と同等の内容を有するものをいう。)の利用について必要な事項は、館長が別に定める。

追加〔平成 29 年教委規則 2 号〕

(貸出し制限)

第 10 条 館長が特に指定した資料は、貸出しをしない。ただし、館長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(貸出しの停止)

第 11 条 館長は、資料を返却期間内に返却しないものに対し、一定期間資料の貸出しを制限することができる。

(資料の複写)

第 12 条 図書館所蔵資料に限り、複写(コピー)を受け付ける。

2 館長は、複写が不適切と認める場合は、その対象を制限できる。

(著作権法の遵守)

第 13 条 複写に当たっては、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 31 条の規定を遵守する。

(複写の申込み手続き)

第 14 条 複写を希望する者は、図書館資料複写申込書(様式第 4 号)を資料とともに係員に提出する。

一部改正〔平成 25 年教委規則 6 号〕

(複写費用)

第 15 条 前条に規定する複写に要する費用は、実費として 1 枚につき白黒複写 10 円を徴収する。

全部改正〔平成 21 年教委規則 10 号〕

(資料の管理原則)

第 16 条 資料は、図書館の設置目的に沿って館長が管理する。

2 資料は、原則としてすべて公開し、貸出する。

(資料の公開制限)

第 17 条 館長は、特別な理由があると認めるときは、資料の公開を制限することができる。

(貸出し禁止資料)

第 18 条 館長は、館外貸出しを禁止する資料を指定することができる。

(移動図書館)

第 19 条 熊谷市を巡回して、資料の貸出し、その他図書館サービスを行うため移動図書館を設けることができる。移動図書館については、本規則を準用する。ただし、第 9 条に規定する貸出期間は、次の巡回日までとする。

(事務分掌)

第 20 条 熊谷図書館の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 管理サービス係

- ア 公印の管理に関すること。
- イ 職員の服務に関すること。
- ウ 施設及び設備の維持管理に関すること。
- エ 広報に関すること。
- オ 熊谷市立図書館協議会に関すること。
- カ 統計及び調査に関すること。
- キ 図書館間の連絡調整に関すること。
- ク 資料の選定、収集、管理及び保存に関すること。
- ケ 資料の利用に関すること。
- コ 読書案内、読書相談及び調査研究に関すること。
- サ 行事の企画及び開催に関すること。
- シ 寄贈及び寄託資料に関すること。
- ス 移動図書館等館外サービスに関すること。
- セ その他他の係に属さないこと。
- ソ 図書館の庶務に関すること。

(2) 美術、郷土係

- ア 美術、郷土資料の収集、保管、展示、利用等に関すること。
- イ 標本、模写、模型等の資料の作成に関すること。
- ウ 美術、郷土資料の調査及び記録に関すること。
- エ 解説目録等の編集及び発行に関すること。
- オ 研究会、講座等に関すること。
- カ その他美術及び郷土に関すること。

2 熊谷図書館熊谷駅前分室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 資料の利用に関すること。
- (2) その他図書館のサービスに関すること。

3 妻沼図書館、大里図書館及び江南図書館の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 資料の選定、収集、管理及び保存に関すること。
- (2) 資料の利用に関すること。

- (3) 読書案内、読書相談及び調査研究に関すること。
- (4) 行事の企画及び開催に関すること。
- (5) 寄贈及び寄託資料に関すること。
- (6) その他図書館のサービスに関すること。

全部改正〔平成 27 年教委規則 1 号〕、一部改正〔平成 29 年教委規則 5 号〕

(職務代理)

第 21 条 館長に事故があるときは、副館長がこれを代理し、館長及び副館長ともに事故があるときは、当該所属の上席の係長がこれを代理する。

一部改正〔平成 27 年教委規則 1 号・30 年 2 号〕

(委任)

第 22 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

一部改正〔平成 27 年教委規則 1 号〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の熊谷市立図書館管理規則(昭和 54 年熊谷市条例第 40 号)又は妻沼町立図書館管理運営規則(平成 5 年妻沼町教育委員会規則第 6 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(江南町の編入に伴う経過措置)

3 江南町の編入の日の前日までに、編入前の江南町立図書館の管理に関する規則(平成 8 年江南町規則第 7 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

追加〔平成 19 年教委規則 17 号〕

附 則 (平成 18 年 1 月 11 日教委規則第 5 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 1 号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 18 年 7 月 7 日教委規則第 16 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の熊谷市立図書館条例施行規則の規定は、平成 18 年 7 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 19 年 1 月 10 日教委規則第 17 号)

この規則は、平成 19 年 2 月 13 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 6 月 8 日教委規則第 31 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の熊谷市立図書館条例施行規則の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 20 年 5 月 1 日教委規則第 13 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の様式第 5 号の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 21 年 9 月 11 日教委規則第 10 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 2 月 8 日教委規則第 2 号）
この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 23 日教委規則第 6 号）
この規則は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 2 日教委規則第 6 号）
この規則は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 1 月 14 日教委規則第 1 号）
この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 3 日教委規則第 1 号）
この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 1 月 11 日教委規則第 2 号）
この規則は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 27 日教委規則第 5 号）
この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 1 月 11 日教委規則第 2 号）
この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 21 条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 7 月 5 日教委規則第 8 号）
この規則は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 26 日教委規則第 10 号）
この規則は、平成 31 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和元 年 11 月 8 日教委規則第 14 号）
この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月 1 日教委規則第 4 号）
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これに所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和 4 年 3 月 1 日教委規則第 1 号）
この規則は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

熊谷市立図書館利用申込書（個人）	証明書の確認		1. 新規
	□免許証□保険証□学生証□その他（ ）		2. 修正 3. 再発行
（太枠の中を記入してください。）		年 月 日	登録番号
フリガナ	性別	生 年 月 日	
氏 名	男・女	年 月 日	利用者資格区分 01 個人 04 市外個人
電 話 （連絡用）	電 話 （自宅）		在住区分 1住 2広・隣 9他
住 所			登録年月日 20
↓ 以下にあてはまる方は記入してください ↓			
中学生以下の方	学 校 名	保 護 者 名	入力者サイン欄
熊谷市又は広域・隣接 に在学・在勤の方	学 校 名 又 は 勤 務 先 名	勤 務 先 電 話	学 校 又 は 勤 務 先 の 所 在 地 （市 町 名）
学生等の方 帰省先がある方	帰 省 先 住 所	帰 省 先 電 話	

※広域・隣接とは次の市町です。行田市、東松山市、鴻巣市、深谷市、滑川町、嵐山町、吉見町、寄居町

※太田市、千代田町、大泉町の居住者も利用カードを作れます。

全部改正〔平成25年教委規則6号〕

一部改正〔平成30年教委規則8号〕

様式第2号（第8条関係）

(表)

利 用 カ ー ド	
熊谷市立図書館	
	登録番号
	氏 名

(裏)

◆図書館を利用するときは、必ずこのカードをお持ち下さい。

◆このカードは、ほかの人に貸したり、ゆずったりしないでください。

◆カードをなくしたときや、住所・氏名・電話番号などが変わったときは、図書館までお知らせ下さい。

熊谷市立熊谷図書館	048-525-4551
熊谷市立妻沼図書館	048-588-6878
熊谷市立大里図書館	0493-36-1126
熊谷市立江南図書館	048-536-6303

全部改正〔平成25年教委規則6号〕

様式第3号（第8条関係）

熊谷市立図書館 利用申込書（団体）

（太枠の中を記入してください。）

		年 月 日
団 体	団体名	フリガナ ⑩
	代表者氏名	フリガナ ⑩
	住所 又は 活動拠点	（〒 — ） 熊谷市
	電 話	
	活動内容	
申 請 者	氏 名	フリガナ
	住 所	（〒 — ）
	電 話	
図書館からの連絡 (いずれかに○)		団体又は代表者の電話 ・ 申請者の電話

※団体の印又は代表者の印のどちらかの押印が必要です。

図書館使用欄

申請者の証明書確認	発行種別			登録番号	入力者サイン
<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> その他（ ）	1 新規	2 修正	3 再発行		

追加〔平成25年教委規則6号〕、一部改正〔令和3年教委規則4号〕

確認

下記の事項を了承の上、お申込みください。

- 1 公表された著作物の複写は、著作権法第31条の規定に基づき私的使用又は調査研究目的の使用に限って認められます。
- 2 複写できる資料は、次の資料に限ります。
 - (1) 熊谷市立図書館の所蔵資料
 - (2) 熊谷市立図書館以外から借り受けた資料で、複写を禁止していない資料
- 3 各著作物について、その一部分を1人につき1部を複写することができます。(一著作全部にわたる複写はできません。)
- 4 複写物使用により著作権上の問題が生じた場合は、使用した個人の責任とします。
- 5 資料によっては、保存又は形態上等の理由により、複写できない場合もあります。
- 6 1回につき5冊以内、合計50枚以内とします。

熊谷市立図書館

資料名	年 月 日	
	複写部分	枚数
	～ p	
	～ p	
	～ p	
	～ p	
	～ p	

	計	枚
--	---	---

非来館による申込み用記入欄	
※氏名・住所は必ずご記入ください。	
氏名：	電話： — —
住所：〒	
複写物の送付：ご希望の方法を○で囲んでください (埼玉県立協力車 ・ 自宅に郵送)	
受付館：	図書館(担当者：)
〈支払方法について〉 図書館より、複写にかかる費用を連絡します。コピー代(現金)と郵送料(切手)を現金書留で、指定の宛先に送ってください。入金確認後、発送します。	

全部改正 [平成21年教委規則10号]、一部改正 [平成25年教委規則6号]

○熊谷市立図書館古文書貸出規程

平成 17 年 10 月 1 日教育委員会告示第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、熊谷市立図書館条例施行規則（平成 17 年教育委員会規則第 43 号。以下「管理規則」という。）第 16 条の規定に基づき、熊谷市立図書館が管理する図書館資料のうち、古文書（以下「文書」という。）の貸出しについて定めるものとする。

(館内貸出し)

第 2 条 文書の貸出しは、館内とする。

- 2 文書の館内貸出しを受けようとする者は、あらかじめ古文書館内貸出申込書（様式第 1 号）により申し込まなければならない。
- 3 同時に貸出しを受けることのできる文書は、1 人につき 10 点以内とする。ただし、館長が特に認めたときは、この限りでない。

(館外貸出し)

第 3 条 図書館、博物館、県・市町村史編さん機関等の公共的機関のほか、館長が特に認めたときは、文書を館外貸出しすることができる。

- 2 文書の館外貸出しを受けようとする者は、あらかじめ古文書館外貸出許可申請書（様式第 2 号）により申請し、古文書館外貸出許可書（様式第 3 号）の交付を受けなければならない。
- 3 同時に貸出しを受けることのできる文書は、10 点以内とし、貸出期間は 1 月以内とする。ただし、館長が特に認めたときは、この限りでない。

(貸出しの制限)

第 4 条 文書に特別の事情があると認められた場合は、館長は、文書の貸出しの停止、禁止等の制限をすることができる。

(準用)

第 5 条 文書の貸出しについては、管理規則第 2 条、第 3 条及び第 4 条、並びに熊谷市複写実費徴収規則（平成 17 年規則第 67 号）の規定を準用する。

(その他)

第 6 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の熊谷市立図書館行政古文書貸出規程（昭和 60 年熊谷市教育委員会告示第 1 号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第2条関係)

古文書館内貸出申込書

年 月 日

住 所

氏 名 _____

電 話

熊谷市立 図書館長 あて

座席番号	
------	--

	文書番号	文 書 名	形 態	貸出印	受 領 印
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

- 1 本館の「利用カード」又は居住・身分を証明する書類を提示してください。
- 2 同時に利用できる点数は、10点以内です。
- 3 文書に異常のあった場合は、直ちに係員にご連絡ください。
- 4 文書は、退館の際受付にお返しく下さい。
- 5 文書は、永久保存資料です。大切に取扱ってください。

古文書館外貸出許可申請書

年 月 日

熊谷市立 図書館長

申請者名 _____

所在地 _____

代表者氏名 _____ ①

(郵便番号)

(電話)

次のとおり所蔵文書の館外貸出しを受けたいので申請します。

利 用 目 的				
貸 出 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
利 用 場 所				
利 用 方 法				
貸 出 文 書	文 書 番 号	文 書 名	形 態	備 考
文 書 取 扱 責 任 者				

第 号				
古文書館外貸出許可書				
年 月 日				
(申請者) 様				
熊谷市立 図書館長				印
次のとおり文書の館外貸出しを許可します。				
利 用 目 的				
貸 出 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
利 用 場 所				
利 用 方 法				
貸 出 文 書	文 書 番 号	文 書 名	形 態	備 考

- 1 この許可書は、館外貸出しを受ける際提示してください。
- 2 文書は、永久保存資料です。大切に扱ってください。

○熊谷市重度身体障害者等に対する図書館奉仕要綱

平成 17 年 10 月 1 日告示（甲）第 53 号

（趣旨）

第 1 条 この告示は、重度身体障害者等に対する熊谷市立図書館（以下「図書館」という。）における図書館奉仕に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔令和 2 年告示(甲) 1 号〕

（定義）

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 図書館資料 図書、逐次刊行物、視聴覚資料等をいう。
- (2) 重度身体障害者 市内在住の在宅者であつて、次に掲げるものをいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であつて、視覚障害 1 級から 3 級まで又は肢体不自由 1 級から 3 級までのもの

イ 熊谷市ねたきり老人等手当支給条例（平成 17 年条例第 152 号）第 4 条第 2 項の規定によりねたきり老人手当資格認定書の交付を受けている者（前号に掲げる者を除く。）

ウ ア及びイに掲げる者のほか、図書館を直接利用することが困難であると図書館長が認める者

全部改正〔令和 2 年告示（甲）1 号〕

（図書館奉仕）

第 3 条 図書館長は、重度身体障害者等に対し、図書館資料の当該重度身体障害者等の居所への配本（以下「家庭配本」という。）を通じて図書館奉仕を行うものとする。

全部改正〔令和 2 年告示（甲）1 号〕

（利用の手続）

第 4 条 家庭配本を利用しようとする重度身体障害者等は、熊谷市立図書館条例施行規則（平成 17 年教育委員会規則第 43 号）第 8 条第 1 項に規定する利用申込書を図書館長に提出す

るとともに、第2条第2号アに規定する身体障害者手帳又は同号イに規定するねたきり老人手当資格認定書を提示するものとする。

2 前項の規定による利用の手続は、家族等の代理人をもって行うことができる。

全部改正〔令和2年告示（甲）1号〕

（図書館資料の貸出し）

第5条 図書館資料の貸出しを受けようとする重度身体障害者等は、登録番号、氏名及び図書館資料の名称を電話等により申し込むものとする。

2 前項の規定による貸出しは、家庭配本の方法をもって行う。

3 同時に貸出しを受けることができる点数は、10点以内とし、貸出期間は、次回配本日までとする。ただし、図書館長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

一部改正〔令和2年告示（甲）1号〕

附 則

この告示は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（令和2年2月20日告示（甲）第1号）

この告示は、公布の日から施行する。

○熊谷市立図書館資料複写取扱い要領

(目的)

第1条 この要領は、図書館資料複写サービスの具体的な取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象となる資料)

第2条 熊谷市立図書館が所蔵する資料とする。ただし、相互貸借等によって他の図書館から借り受けた「図書」資料については、「図書館協力における現物貸借で借り受けた図書の複製にするガイドライン」(平成18年1月1日発効)による複写を認める。利用者の持参した資料は複写の対象外とする。

(サービスの対象)

第3条 個人の利用者を対象とする。

(複写の目的)

第4条 複写物を調査研究の目的に使用する場合とする。

(複写の範囲)

第5条 著作権法第31条第1号にかかわる複写

原則として、公表された著作物の一部分(半分以下)とする。個々の資料ごとの取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 図書

原則として目次、前書き、後書き等を除いた本文の半分以下とする。

ア 一部数冊本

上・中・下巻等からなる著作物は、各巻の半分以下とする。

イ 2編以上の著作物からなる合集

全集、選集等個々の著作物を集めたものは、個々の著作物の半分以下とする。

(2) 雑誌

ア 最新号については、個々の記事の半分以下とする。

イ 発行後相当期間を経過した(原則として次号が発行された時点)個々の記事については、その全部の複写が可能である。

ウ 半年刊、不定期刊のものについては、次号の刊行を待たず、発行後3ヶ月を経過した時点で相当期間を経過したものとみなし、掲載された個々の記事については、その全部の複写が可能である。

エ 雑誌の個々の付録については、それぞれ独立した著作物とみなし、本誌と同じ扱いとする。

(3) 新聞

ア 最新号については複写をしない。ただし、日刊紙については、新聞休館日等により次号が発行されていなくても、翌日になれば複写可能とする。

イ 朝・夕刊は、同じ号の分冊扱いとする。それぞれを一つの著作物とみなし、全面広告ページを除いた半分以下とする。

(4) 地図

ア 一枚ものの地図は、その半分以下とする。

イ 住宅地図は、区割り図（見開き2頁）の半分以下とする。

(5) 楽譜

ア 1曲を1著作物とみなし、1曲の一部分（半分以下）とする。

イ 楽譜集のような編集著作物に掲載されたものであっても、1曲を1著作物とみなす。

(6) その他の資料

ア 各種データベースから受信したデータの印刷は、それぞれの契約における印刷可能範囲内とする。

2 著作権法第31条以外の複写

(1) 著作権処理の済んだもの

著作権法第31条の要件を満たさない複写の依頼については、利用者が個々の著作権処理をし、著作権者の許諾書の提示を条件に複写をする。

(2) 著作権法第13条による複写

官報、公報、国または地方公共団体が作成した法令集、判例集は、発行と同時にその全部の複写ができる。

(3) 著作権法第42条による複写

裁判手続きのために必要と認められる場合、その認められる限度において複写ができる。

(4) 著作権の保護期間が過ぎた著作物

著作権法第51条～53条及び第57条により、著作者が個人の場合は死後（共同著作物にあつては、最後に死亡した著作者の死後）70年、無名や変名の場合は公表後70年、団体の著作物については公表後70年を経過したものは、その全部の複写ができる。

（複写申込みの手続）

第6条 来館による申込み

複写を希望する利用者は、複写対象資料とともに、必要事項を記載した「図書館資料複写申込書」または「図書館間協力借受資料複写申込書」を提出する。

2 郵送による申込み

(1) 複写物の郵送による受け取りを希望する利用者は、あらかじめ「図書館資料複写申込書」の所定欄に資料名、複写箇所等の必要事項を記入し図書館へ送付する。次に図書館は申込者に複写にかかる費用を連絡し、利用者は現金書留で、指定された図書館に費用を郵送するものとする。

(2) 熊谷市に在住・在勤・在学者以外からの郵送複写申込みは、国立国会図書館、都道府県立図書館及び最寄りの市町村立図書館で所蔵していないものを複写対象資料とする。

（複写の許可）

第7条 職員は以下に留意して申込みを受け付け、複写を許可する。

(1) 「図書館資料複写申込書」または「図書館間協力借受資料複写申込書」の記載事項を確認する。

(2) 複写可能な資料であるか確認する。

- (3) 著作権法上問題はないか判断する。
- (4) 国立国会図書館及び国際子ども図書館から借り受けた資料については、職員が複写するものとする。
- (5) 国立国会図書館のデジタル化資料送信サービスの複写にあたっては、当館の利用カードの提示を条件とし、管理用端末から職員が複写するものとする。

(複写の制限)

第8条 複写によって図書館資料に損傷を生ずる恐れのあるものについては、複写できないものとする。

2 1回につき5冊以内、合計枚数50枚以内とする。

(複写の時間)

第9条 複写申込み者が多く、時間内に複写が完了しない場合、複写枚数が大量の場合等、翌開館日以降に複写する。

(複写機)

第10条 複写サービスは、図書館に備え付けられた機器を用いる。利用者が複製のための機器を持ち込むことは、原則として認めない。ただし、許可を得た場合に限りカメラによる撮影を認める。

(拡大・縮小)

第11条 必要に応じ機械の能力の及ぶ範囲内で、拡大・縮小することができる。

(他の図書館等の求めに応じた複写)

第12条 著作権法第31条第3号により、県内公共図書館の求めに応じ、絶版等の理由で入手することが困難な資料の複製用、資料の欠落欠損ページの補充用、レファレンス等の図書館業務用として、複写を行うことができる。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成13年2月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成18年3月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年9月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成26年2月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成30年12月30日から実施する。

○熊谷市立図書館資料収集方針

1 目的

この収集方針は、熊谷市立図書館における資料の収集に関して必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

- (1) 公立図書館は、住民の「知る自由」を社会的に保障する機関である。市民の要求及び社会的動向が十分に反映されるよう配慮して、利用者の学習、文化、教養、調査研究、実用及びレクリエーション等に資する資料を幅広く収集するものとする。
- (2) 資料の収集は、「図書館の自由に関する宣言」の趣旨を尊重し、公共図書館としての社会的責任を果たすよう努める。
- (3) 資料の収集にあたっては、公平で自由な幅広い視野をもって行うものとする。
- (4) 収集する資料は、原則として国内で刊行される資料を中心とする。
- (5) 熊谷図書館、妻沼図書館、大里図書館、江南図書館は収集にあたり、各館の特徴を生かすとともに、協力と分担により効率的な蔵書構成を図る。

3 資料の範囲と収集基準

(1) 一般図書

- ア 利用者の生涯学習を支援するため、各分野の基本図書を充実する。
- イ 多文化資料については、県立図書館と連携する。

(2) 児童図書

- ア 乳幼児から小学生を対象とした資料を収集する。その基準は一般図書に準じるものとする。
- イ また、子ども読書活動推進計画に関わる資料、学校図書館へ支援する資料は積極的に収集する。

(3) 参考図書（レファレンス図書）

- ア 利用者の調査・研究の参考となるための資料として、辞・事典、年鑑、白書、統計書、目録等を収集する。

(4) 地域資料・行政資料

- ア 熊谷市に関する資料を収集する。
- イ 埼玉県に関する資料は、熊谷市関連のものを中心に収集する。
- ウ 寄贈、寄託による熊谷市関連の資料は、必要に応じて収集整理する。
- エ 熊谷市が発行した行政資料は、すべて収集する。

(5) 逐次刊行物

- ア 新聞は、主要全国紙を中心に、専門紙、地方紙及び児童生徒を対象にしたものを収集する。
- イ 雑誌は、各分野の基本的なものを中心に、児童及び青少年向けのものも含めて収集する。

(6) 視聴覚資料

- ア CD、カセットテープは評価の定まったものを中心に各分野を収集する。
- イ ビデオテープ、DVDは著作権に配慮して収集する。

(7) 障害者サービス資料

ア 視覚障害のある人たちへのサービスのため、録音図書、点字図書及び大活字図書等を収集する。

(8) 電子図書、インターネット資料

ア 参考図書の補完用として、また省スペースを図り、電子図書の利用を進める。

イ インターネット資料については、有料データベースも活用する。

4 収集における各館の役割

(1) 熊谷図書館

熊谷市立図書館の中心館として、基本図書の充実に努める。各館と連携し効率的な収集に努める。また、地域資料、行政資料の保存機能を担う。

(2) 妻沼図書館

児童図書、ヤングアダルト図書を充実させる。さらに市内北部地域の中心館として基本的資料を幅広く収集する。

(3) 大里図書館

母と子に関連した図書を充実させる。インターネット情報も積極的に利用する。基本図書の充実に努めるほか、魅力あるCDやDVD等の視聴覚資料を収集する。

(4) 江南図書館

身近な地域の図書館として、児童図書の充実に努める。江南埋蔵文化財センターとの連携協力を図る。

5 寄贈、寄託を受ける資料

(1) 地域資料、及び行政資料

(2) 熊谷市と特に係わりの深い資料

(3) その他館長が必要と認めた資料

6 収集から除外する資料

(1) 人権への配慮に欠ける資料

(2) 公序良俗に著しく反し、あるいは犯罪を助長するような資料

(3) 特定の機関、個人及び団体を中傷するような資料

(4) 特定の機関、個人及び団体を宣伝するような資料

(5) 学習参考書、受験参考書、各種試験問題集

(6) 青少年に有害と見なされる資料

7 委任

この方針に定めるものの他、資料収集に必要な事項は館長が定める。

附 則

この方針は、平成20年11月14日から適用する。

附 則

この方針は、平成22年7月28日から適用する。

附 則

この方針は、平成29年4月1日から適用する。

○熊谷市立図書館資料除籍基準

(目的)

- 1 この基準は、熊谷市立図書館の図書・視聴覚資料・その他の資料を除籍する場合の基準となる必要な事項を定めることを目的とする。

(除籍の対象となる資料)

- 2 除籍の対象となる資料は、次のとおりとする。

- (1) 汚損・破損資料

汚損・破損の程度が甚だしく、修理・製本できないもの

- (2) 亡失資料

ア 利用者が紛失した資料で、同一のものが弁償不可能なもの

イ 貸出資料のうち転居先不明等により、回収が不可能であるもの

- (3) 不用資料

ア 改訂版、増補版、新装版、同傾向図書等の新版購入により、利用価値の低くなった資料

イ 年月の経過及び内容の変更により、その利用価値が低くなった資料

- ① 最新の情報が必要とされ、ガイドブックとしての利用価値の失われた資料

例：旅行・宿泊案内書、道路地図、各施設ガイド、学校案内等

- ② 政治・経済・社会状況の変動のため、利用価値が低くなり、保存しても資料性が見込まれない社会科学関連資料

例：時事問題、旧法令、法律相談等

- ③ 科学技術の進歩により、その内容が過去のものとなった自然科学、工学、産業、情報処理関連資料

例：実験・技術ガイド、規格書等

- ④ 日常の変化に伴い、実用書としての役割を果たさなくなった家庭生活関係資料

例：服飾、料理、住居、育児書等

- ⑤ 競技方法の改訂に伴い、役に立たなくなったスポーツルールブック

- ⑥ 新聞・雑誌で保存年限を経過したもの

ウ 出版または購入中止により、端本となった逐次刊行資料

エ その他、図書館資料としての価値が著しく低下したもの

- (4) 複本資料

ア 利用の少なくなった複本資料は、全館で1冊を残して除籍できるものとする。ただし当該年度内受入のものは除く。

イ 同一著作で文庫本や新書判が出版されている単行本。

- (5) 不明資料

蔵書点検作業で、同一資料が一定期間所在不明であるもの

- (6) 数量更正

受入された資料が合冊により数量を減ずるとき

- (7) 長期延滞資料

貸出資料のうち、返却期限日から2年以上経過し、返却されないもの

(8) その他

館長が不用と認めたもの

(除籍の対象外資料)

3 次の資料は原則として、除籍の対象としない

- (1) 郷土資料、行政資料及び貴重資料
- (2) 各分野の基礎的、歴史的価値のある資料で再び入手することが困難なもの
- (3) 埼玉版 I S B N総合目録により、単館所蔵のもの
- (4) その他館長が必要と認めたもの

(除籍の手續及び処理)

4 除籍手續きおよび処理は次のとおり行う

- (1) 資料データの除籍処理をする。
- (2) 除籍資料の処理をする。
- (3) 除籍資料一覧表を作成する。
- (4) 熊谷市物品管理規則により処理する。

リサイクル資料として活用できるものは、リサイクル用の処理を施し、市内の公共施設、市民及び団体へ提供する。

附 則

この基準は、平成 20 年 11 月 14 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 22 年 7 月 28 日から適用する。

附 則

この基準は、令和 3 年 3 月 5 日から適用する。

○熊谷市立図書館寄贈資料受入基準

第1条 この基準は、熊谷市立図書館資料収集方針（以下「収集方針」という。）に基づき、熊谷市立図書館（以下「図書館」という。）の寄贈資料の受入について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 図書館で寄贈の受入ができる資料は、次のとおりとする。

- (1) 原則3か月以内に発行されたもので、図書館に所蔵の無いもの
- (2) 前号に該当しないが、リクエストが多いため受入れが必要なもの
- (3) 地域資料、行政資料、及び本市と特に関わりの深い資料
 - ア 本市に関する歴史や地理、伝統文化や産業についての資料
 - イ 市内在住の方、本市出身の方の著作物で、特に必要と認めた資料
 - ウ 市内のグループや機関が作成した調査資料や同人誌など
 - エ 入手困難な郷土に関する貴重な資料
- (4) その他、館長が必要と認めた資料

第3条 図書館で寄贈の受入ができない資料は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときはこの限りでない。

- (1) 汚破損のひどいもの、書き込みがあるもの
- (2) 百科事典、専門書
- (3) 参考書、問題集
- (4) 雑誌、マンガ、ゲームの攻略本
- (5) 説明書、マニュアル類
- (6) DVD、ビデオテープなどの映像資料
- (7) 個人で複製・録音した資料
- (8) その他、収集方針第6収集から除外する資料に該当するもの

第4条 寄贈された資料は、図書館の蔵書として登録できる。ただし、寄贈受入後複数所蔵、類書の多い等の理由で、蔵書として登録する状況にない場合は、「熊谷市立図書館資料リサイクル事業実施要綱」第3条第2号によりリサイクル資料として活用することができる。

第5条 寄贈資料の取り扱いについては、図書館に一任するものとする。

第6条 この基準に定めるもののほか、寄贈資料の受入れに関し必要な事項は、館長が定める。

附 則

この基準は、平成23年2月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の改正規定は平成25年4月1日から施行する。

○熊谷市立図書館資料の弁償に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、熊谷市立図書館条例施行規則（平成17年教育委員会規則第43号）第5条の規定に基づき、熊谷市立図書館が所蔵する図書、雑誌、視聴覚資料その他の図書館資料（以下「資料」という。）の弁償の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(弁償の方法)

第2条 熊谷市立図書館の利用者が、資料を破損、汚損若しくは亡失した場合は、館長は当該利用者に対し、弁償届を提出させるとともに、30日以内に弁償するよう求めるものとする。

2 資料の弁償は、原則として現物により弁償するものとする。ただし、絶版等の理由により現物による弁償が不可能な場合は、時価相当として館長が指定した資料で弁償するものとする。

(弁償の範囲)

第3条 破損、汚損の場合の弁償を求める範囲は、別記「弁償を要する資料の破損等の範囲」によるものとする。

(弁償の免除)

第4条 第2条の規定にかかわらず、館長は次の各号のいずれかに該当する場合には、弁償を免除することができる。

- (1) 天災、火災等により、資料を破損・汚損・亡失したと認められる場合
- (2) 盗難等により、資料を紛失したと認められる場合
- (3) 長期間の利用による経年劣化が原因と考えられる場合
- (4) 修復可能な場合
- (5) その他館長がやむを得ないと判断する場合

(弁償期限経過後の措置)

第5条 館長は、弁償期限の30日を経過しても弁償されない場合は、当該利用者に対し、資料の貸出・延長・予約を停止するものとする。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、弁償の取扱いについて必要な事項は、館長が定める。

附 則

この基準は、平成24年3月7日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年7月1日から施行する。

別記

弁償を要する資料の破損等の範囲

1 図書・雑誌

対 象	状 態
水濡れ・飲食物のシミ	<ul style="list-style-type: none"> ① 水濡れ等により、ページに歪み、または波打ちが生じた場合 ② お茶・コーヒー等の飲食物により、シミなどの汚れが生じた場合 ③ 飲食物やセロテープ・のり等の付着によりページが接着した場合、また接着をはがしたことにより、ページが欠損した場合 ④ カビが発生した場合
資料の一部の破損・汚損・亡失	<ul style="list-style-type: none"> ① 破れ、切り取り、ページの欠損が生じた場合 ② たばこ等による焦げ跡が残った場合 ③ 型紙、地図等の付録を破損・汚損・亡失した場合
書き込み	<ul style="list-style-type: none"> ① マジック・ボールペン・クレヨン・マーカー等消すことが困難な筆記用具による落書きやアンダーライン等の書き込みがある場合 ② 鉛筆や色鉛筆等消すことが可能な筆記用具であっても、筆圧等が強く、消したあとも痕跡が残る場合
噛み跡	<ul style="list-style-type: none"> ① 乳幼児、ペット等が噛んだため、噛み跡や傷が生じた場合 ② 乳幼児、ペット等が噛んだため、資料が破損した場合

2 視聴覚資料

対 象	状 態
資料の一部の破損・汚損・亡失	<ul style="list-style-type: none"> ① 再生不可能又は機器に損失の生ずる恐れのある場合 ② 歌詞カード、解説書等の付録を破損・汚損・亡失した場合

○熊谷市立熊谷図書館美術・郷土資料展示室 博物館実習生受入要綱

1 趣旨

本要綱は、熊谷市立熊谷図書館美術・郷土資料展示室（以下、「展示室」という。）における、博物館実習生の受入れについて、必要な事項を定めるものとする。

2 受入条件

展示室での博物館実習生の受入れについては、各大学において、展示室での実習を学芸員課程における博物館実習の単位として認定する場合に受け入れるものとする。その確認は、実習希望者、所属大学の学芸員課程担当教員及び学芸員課程担当事務室とで行う。

3 定員

展示室での博物館実習生の1年度当たりの受入定員は、4名までとする。

4 受付期間

博物館実習生の受付期間は、原則として、その年の4月1日から4月末日までとする。

5 提出書類

展示室で博物館実習を希望する者は、所属大学の学芸員課程担当事務室を通して、各大学の書式による実習希望に関する書類及び各実習希望者の顔写真付きの身上書（履歴書）を提出するものとする。

6 選考

- (1) 展示室での博物館実習を希望する者が定員を越えた場合、実習希望に関する書類等により、展示室で選考を行う。
- (2) 選考による実習の可否については、展示室担当から実習希望者の所属大学及び実習希望者に対し、受付期間終了後に（様式1）の通知を速やかに郵送するものとする。

7 選考基準

次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 大学が適当と認めた者
- (2) 大学において博物館概論の単位を修得した者
- (3) 実習期間中、埼玉県内に居住している者

8 実習時期等

- (1) 展示室での博物館実習の時期は、7月下旬から8月上旬とする。ただし、展示室の年間計画による時期の変更を妨げない。
- (2) 実習日数は、原則として7日間、1日当たりの実習時間は、午前9時から午後4時までの6時間（1時間の休憩時間を除く。）とし、原則として42時間の実習時間とする。
- (3) 体調不良等により実習を休む場合、実習時間数と博物館実習の単位との関係は、所属大学の学芸員課程担当教員及び学芸員課程担当事務室が判断し、原則として、実習時期及び日数等の変更は行

わないものとする。

9 カリキュラム

博物館実習のカリキュラムは、文部科学省のガイドラインに沿った内容とし、実習生の今後に備え、美術、歴史、考古、民俗、自然科学等、偏りのない実習内容とするよう配慮する。

10 保険及び実費等

- (1) 実習生が博物館実習を行う時に必要な傷害保険等は、実習生の所属大学において加入するものとする。
- (2) 実習期間中の交通費等の実費は、実習生の自己負担とする。ただし、所属大学による補助を妨げるものではない。

11 評価等

- (1) 出勤簿及び実習ノート等については、実習生の所属大学の書式によるものとする。
- (2) 博物館実習の評価等については、実習生の所属大学の書式によるものとする。
- (3) 博物館実習を修了した実習生に対しての証明書は、原則として、実習生の所属大学の書式によるものとする。特段の書式がない場合は、展示室の書式により発行するものとする。

12 その他

展示室の都合により日程等を変更する場合は、展示室から実習生及び学芸員課程担当教員へ速やかに連絡するものとする。

附則 この要綱は、令和5年1月31日から施行する。

(様式1)

熊図発第 号
年 月 日

大 学
学 長 様

熊谷市立熊谷図書館
館 長

年度博物館実習生の受入れについて (回答)

平素より大変お世話になっております。

年 月 日付 号で依頼のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答いたします。

受入れる場合は、別紙として実習生に送付する「実習開始日のご案内」を添付します。

記

- 1 博物館実習の受入れ 受入れいたします ・ 受入れできません
- 2 実習生人数及び氏名 人数： 名

No	実習生氏名	所 属	専 攻
1			
2			

- 3 実習期間 別紙のとおり

4 備 考

- (1) 実習期間中の傷害保険等については、貴大学において加入してください。
- (2) 実習期間中の交通費については、実習生の自己負担とします。
- (3) その他、必要事項については適宜調整させてください。

【担当】熊谷市立熊谷図書館 美術、郷土係
所在地：熊谷市桜木町 2-33-2
電 話：048-525-9463
FAX：084-525-4552

○熊谷市立熊谷図書館美術・郷土資料収集基準

(趣旨)

第1条 この基準は、熊谷市立熊谷図書館が、美術・郷土資料として収集する資料及び作品（以下「資料」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(収集の方法)

第2条 資料を収集する方法は、寄贈、購入又は寄託の方法によるものとする。

(資料の種類)

第3条 収集する資料の種類は、歴史、民俗及び美術の各分野の資料とする。

2 熊谷市に関する一次資料を収集、所管する。

(資料の収集手続)

第4条 資料の収集手続に関しては、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める書面によるものとする。

- (1) 寄贈 寄附申出書（様式第1号）
- (2) 購入 熊谷市契約規則（平成17年規則第68号）による。
- (3) 寄託 寄託申請書（様式第2号）及び受託書（様式第3号）

(寄贈の基準)

第5条 寄贈を受ける資料の基準は、原則として次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 熊谷ゆかりの資料
- (2) 熊谷ゆかりの作家が制作した資料のうち、一定の評価を得ている資料
- (3) 熊谷にゆかりのある作家が影響を受けた資料
- (4) 熊谷にゆかりのある作家で、将来的に嘱望されており、収集しておく必要があると思われる資料
- (5) 将来にわたって、その後の収集が困難と思われる資料
- (6) 民俗資料に関しては、既に収集した資料と重複しない資料
- (7) 前各号のほか熊谷市立熊谷図書館嘱託者会議で受け入れるべき資料と承認された資料

(購入の基準)

第6条 購入する資料の基準は、前条各号によるものとする。

(購入の金額)

第7条 資料の購入金額に関しては、原則として次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 伝統ある全国的レベルの公募展で入選、入賞若しくは無鑑査で出品した者又は当該公募展の運営委員、審査員、その他役員を経験した作家 1点 1,000,000円以内
- (2) 埼玉県美術展覧会の審査員を経験した作家 1点 700,000円以内
- (3) 埼玉県北美術展の審査員及び事務局長を経験した作家 1点 500,000円以内
- (4) 今までに他の美術館等から買い上げられた実績のある作家 1点 1,000,000円以内

(5) 熊谷市立熊谷図書館嘱託者会議で購入を承認された資料 1点 1,000,000円以内

(6) 「美術年鑑」等で金額の基準が明示されている場合は、その金額を考慮した額

(7) その他、資料の購入に際しては、予算の範囲内とし、その購入に関しては、熊谷図書館嘱託者等の有識者の意見を踏まえて、実勢価格等を考慮した額とする。

(全国的レベルの公募展)

第8条 伝統ある全国的レベルの公募展とは、日展、二科展、院展、国画会展、春陽会展、一水会展、光風会展、白日会展、立軌会展等の、全国規模で開催されている公募の展覧会を指すものとする。

(寄託の基準)

第9条 寄託を受ける資料の基準は、原則として次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 指定文化財

(2) 指定文化財と一体、もしくは関連が極めて深い資料

(3) 寄託を受けないことで資料が失われ、その影響が本市の歴史・文化面において特に大きいと判断される資料

(受託期間)

第10条 資料の受託を行う期間については、受け入れた日から2年間の範囲とし、延長する場合は再度書面による手続を行うものとする。ただし、寄託者からの申出による受託期間中における返却を妨げないものとする。

(基準の改廃)

第11条 この基準の改廃は、熊谷市立熊谷図書館嘱託者会議の意見を聞いて行う。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

この基準は、平成27年8月1日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

寄 附 申 出 書

熊 谷 市 長 様

住 所

氏 名

下記のとおり寄附いたします。

記

1 物 品 名
(相 当 額)

2 寄 附 目 的
(納 入 先)

※ホームページ等での寄附者の公表について
(希望するものに印をつけてください。)

公表してよい

公表を希望しない

(様式第2号)

寄 託 申 請 書

年 月 日

(あて先)

熊谷市立熊谷図書館長

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

下記の作品・資料を寄託いたします。
また、寄託期間中に貴館の企画展示等において、展示・広報資料として活用することを承諾いたします。

記

1 寄託理由 _____

2 寄託物件

種別	名 称	員数	備 考

3 寄託期間 年 月 日 ~ 年 月 日

(様式第3号)

寄 託 書

年 月 日

様

熊谷市立熊谷図書館長

下記の作品・資料を受託いたします。

また、受託期間中に当館の企画展示等において、展示・広報資料として活用いたしますので、ご了承下さい。

記

1 受託理由 _____

2 寄託物件

種別	名 称	員数	備 考

3 受託期間 年 月 日 ~ 年 月 日

4 備 考 本書は、受託物件返却時に引き替えになりますので、それまで大切に保管してください。

○熊谷市立図書館協議会条例

平成 17 年 10 月 1 日条例第 111 号

(設置)

第 1 条 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 14 条の規定に基づき、熊谷市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(任命)

第 2 条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。

追加〔平 24 年条例 10 号〕

(定数)

第 3 条 委員の定数は、15 人とする。

一部改正〔平 24 年条例 10 号〕

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平 24 年条例 10 号〕

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

一部改正〔平 24 年条例 10 号〕

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 26 日条例第 10 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

○熊谷市立図書館協議会会議規則

平成 17 年 10 月 1 日教育委員会規則第 44 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊谷市立図書館協議会条例(平成 17 年条例第 111 号)第 4 条の規定に基づき、熊谷市立図書館協議会(以下「協議会」という。)の会議及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 協議会に会長 1 人及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

(会議)

第 3 条 会議は、図書館長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議題に対し表決の必要がある場合には、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

(庶務)

第 4 条 協議会の庶務は、熊谷図書館で処理する。

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

○熊谷市子ども読書活動推進協議会設置要綱

(設 置)

第1条 この要綱は、熊谷市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）に基づき、本計画を実行性のあるものとするため、進捗状況を確認しながら、必要な見直しを行うなど本計画の総合的かつ継続的な推進を行うため、熊谷市子ども読書活動推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任 務)

第2条 協議会は、推進計画に係る次の事項について協議を行う。

- (1) 推進計画の実施状況等の点検及び見直し
- (2) 子どもの読書活動を推進するための諸条件の検討
- (3) その他子どもの読書活動全般に係る事項

(構 成)

第3条 協議会は、委員12名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学校関係者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代表する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。

(会 議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶 務)

第7条 協議会の庶務は、熊谷図書館において処理する。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

○熊谷市立熊谷図書館嘱託者会議設置要綱

(設置)

第1条 熊谷市立熊谷図書館美術、郷土資料展示室の各種事業を行うため、熊谷市立熊谷図書館嘱託者会議（以下「嘱託者会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 嘱託者への嘱託事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 熊谷市立熊谷図書館 美術・郷土資料展示室（以下「展示室」という。）の展示事業、教育普及事業等の各種事業に関する指導及び助言
- (2) 展示室における美術品等の資料収集に関する指導及び助言
- (3) 「熊谷市立熊谷図書館 美術・郷土資料収集基準」に関する指導及び助言

(組織)

第3条 嘱託者会議は、嘱託者15人以内で組織する。

- 2 嘱託者は、美術（日本画、洋画、書、工芸等）、歴史（歴史学、民俗学、郷土史等）、自然科学（動植物、鉱物等）等の各分野に関し、専門的かつ高度な知識を有する者とし、教育委員会が委嘱する。

(嘱託者の任期)

第4条 嘱託者の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

(会議)

第5条 嘱託者会議は、年2回程度開催し、展示室における各種事業に関し、市から報告等を受け、意見交換を行うこととする。また、展示室の事業を行うにあたり必要と思われるときは、随時、嘱託者の助言及び指導を個別に聴くことができることとする。

- 2 嘱託者会議へは、必要に応じて、関係各課所の職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 嘱託者会議の庶務は、熊谷図書館美術、郷土係において処理する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

○熊谷市立熊谷図書館講座室の目的外使用許可に関する規則

平成 25 年 8 月 8 日教育委員会規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊谷市立熊谷図書館の講座室（以下「講座室」という。）の使用の許可について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項並びに熊谷市行政財産の使用料に関する条例（平成 17 年条例第 65 号。以下「条例」という。）第 3 条、第 4 条及び第 7 条の規定に基づき、講座室の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用できる講座室)

第 2 条 使用できる講座室は、別表第 1 のとおりとする。

(使用時間等)

第 3 条 講座室の使用時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 熊谷市立図書館条例施行規則(平成 17 年教育委員会規則第 43 号)第 2 条第 1 号アからオまでに掲げる日における講座室の使用はできないものとする。

(使用許可)

第 4 条 講座室を使用しようとする者は、使用する日の属する月の 2 月前の初日から使用する日の 5 日前までに、講座室目的外使用許可申請書兼許可書（別記様式）を熊谷市教育委員会（以下「管理者」という。）に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けることができる者は、市内に居住している者及び市内に事務所を有する団体とする。

3 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 項の許可をしてはならない。

- (1) 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 講座室を損傷又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他講座室の管理上支障があると認められるとき。

4 管理者は、第 1 項の許可をする場合において必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第 5 条 前条第 1 項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第 6 条 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、又は講座室の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段によって使用の許可を受けたとき。
- (2) 第 4 条第 3 項の規定に違反したとき。
- (3) 前条の規定に違反したとき。
- (4) その他管理者において不相当と認めたとき。

2 市は、使用者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用料)

第 7 条 使用者は、条例第 3 条第 1 項の規定により算出した別表第 2 に掲げる額の使用料を

納付しなければならない。

2 前項の使用料は、当該許可の際に納付するものとする。

(原状回復)

第8条 使用者は、講座室の使用を終えたときは、速やかに当該講座室を原状に復し、返還しなければならない。第6条第1項の規定により、使用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(その他)

第9条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日教委規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2の規定は、この規則の施行の日以後の熊谷市立熊谷図書館講座室の使用に係る使用料(同日前に領収したもの及び同日前に発した納入通知書により領収したものを除く。)について適用し、同日前の熊谷市立熊谷図書館講座室の使用に係る使用料(同日以後に領収したものを含む。)については、なお従前の例による。

別表第1 (第2条関係)

施設名	定員(人)	面積(m ²)
第一講座室	90	118.50
第二講座室	12	33.00

別表第2 (第7条関係)

施設名	使用区分		
	午前 (午前9時から 正午まで)	午後 (午後1時から 午後5時まで)	全日 (午前9時から 午後5時まで)
第一講座室	1,150円	1,570円	2,720円
第二講座室	310円	420円	730円

一部改正(平成31年教委規則8号)

別記様式（第4条関係）

講座室目的外使用許可申請書兼許可書

年 月 日

熊谷市教育委員会（教育長） 宛

熊谷市立熊谷図書館講座室の目的外使用許可に関する規則第4条第1項の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

申請者	住 所		
	氏 名 (団体名及び代表者名)	電 話	
会場責任者	住 所		
	氏 名 (団体名及び代表者名)	電 話	
使用目的 (会合の名称)			入場予定人員
			約 人
使用室	第一講座室 ・ 第二講座室		使 用 料
			円
使用期日	年 月 日	使用時間	午前 ・ 午後 ・ 全日
備 考			

文書記号第 号
年 月 日

上記のとおり、講座室の使用について許可します。

熊谷市教育委員会教育長

2023 年度

(令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月)

熊谷市立図書館要覧

令和 5 年 7 月発行

編集・発行 熊谷市立熊谷図書館

〒360-0036 埼玉県熊谷市桜木町 2-33-2

電 話 048-525-4551

F A X 048-525-4552

《注意事項》

統計調査は、令和 5 年 3 月 31 日現在のものです。
条例、規則等は、最新のを掲載しています。